

平成26年度 第1回岡山県建築審査会次第

日時：平成26年10月6日（月）14時00分～

場所：ピュアリティまきび

1 開 会

2 あいさつ

3 会議の成立（条例第3条第1項）

4 公開又は非公開の決定

5 議事録署名人の指名（運営要領第5条第2項）

6 議 事

【付議案件】

（1）建築基準法第44条第1項ただし書第二号許可（道路内の建築制限）

- ・高梁市長近藤隆則が、「道路内に公衆便所」を建築することについて
・・・・・・・・【資料1】

【報告案件】

（2）建築基準法第3条第1項第三号指定予定の案件説明

- ・高梁市長近藤隆則が、県の重要文化財「旧吹屋小学校」の用途を変更し活用することについて
・・・・・・・・【資料2】

（3）建築基準法第43条第1項ただし書許可（敷地と道路との関係）

- ・27件（平成25年9月1日から平成26年8月31日まで）
・・・・・・・・【資料3】

7 そ の 他

【事務局からの連絡事項】

（1）岡山県建築審査会委員の任期について

- ・現在の任期：平成25年1月13日～平成27年1月12日

（2）次回審査会の日程確認

8 閉 会

岡山県建築審査会資料

申請者	
住所	高梁市松原通2043番地
氏名	高梁市長 近藤 隆則
敷地の地名地番	高梁市旭町1225-5の一部、1225-7

目 次

1	岡山県建築審査会審査事項	P1
2	関係条文	P2
3	備中高梁駅概要	P3
4	備中高梁駅と周辺整備	P4
5	備中高梁駅周辺整備計画図	P5
6	都市計画図	P6
7	航空写真	P7
8	公図	P8
9	配置図	P9
10	平面図	P10
11	立面図	P11
12	断面図	P12
13	平面詳細図		P13
14	現況写真位置図	P14
15	パース・視野図	P15

岡山県建築審査会審査事項

平成26年10月6日

審査事項	高梁市長近藤隆則が、「道路内に公衆便所」を建築することについて	
適用条文	法第44条第1項ただし書き 第二号 (道路内の建築制限)	
申請者住所・氏名	高梁市松原通2043番地 高梁市長 近藤 隆則	
敷地の地名地番	高梁市旭町1225-5の一部、1225-7	
申請建築物		
申請理由	<p>「東西連絡道付帯施設工事 公衆便所整備について」 本工事はJR備中高梁駅の橋上化工事を機に、まちの将来像を見据え、駅前広場改良、東西連絡道の延伸整備を行うものであるが、その整備の一環としてJR備中高梁駅及び駅前広場、バス停を利用する市民の利便性の観点から公衆便所を建築するものであり、公益上必要な建築物である。 計画敷地は道路区域に指定されており、周辺建物との関係を考えると道路内に建築することが望ましいと考える。このことから、当該公衆便所について法第44条第1項ただし書の許可申請を行うものである。</p>	
敷地面積	769.79㎡	
用途	公衆便所	
建築面積	64.57㎡	
延べ面積	64.57㎡	
構造	鉄骨造	
階数	1階	
周辺状況		
各区域・地域	都市計画区域内(区域区分非設定)、商業地域(建ぺい率:80%、容積率:400%)、準防火地域	
敷地の周辺状況	敷地はJR備中高梁駅の西側にあり、周辺は鉄道敷や店舗、住居に囲まれている。	
道路状況	市道高梁駅柿木町線内であり、平成27年度内に道路区域の変更(駅西側ロータリー部分を市道認定)を予定している。	
申請を認める理由		
法第44条第1項第二号その用途によつてやむを得ないと認める理由	申請建物の用途は、法第44条第1項第二号に規定されている「公衆便所」であり、不特定多数の人に利用される公共性の高いものである。また、利便性を考慮すると連絡道下部に設置することが望ましいと判断するもの。	
法第44条第1項第二号通行上支障がないと認める理由	申請建物は前面の歩道及び車道から後退した位置に配置されており、道路内の通行に支障をきたすことはないと判断するもの。	
建築審査会の意見		

○建築基準法

(道路内の建築制限)

第四十四条 建築物又は敷地を造成するための擁壁は、道路内に、又は道路に突き出して建築し、又は築造してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。

一 地盤面下に設ける建築物

二 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物で特定行政庁が通行上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもの

三 地区計画の区域内の自動車のみ交通の用に供する道路又は特定高架道路等の上空又は路面下に設ける建築物のうち、当該地区計画の内容に適合し、かつ、政令で定める基準に適合するものであつて特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの

四 公共用歩廊その他政令で定める建築物で特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上他の建築物の利便を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれがないと認めて許可したもの

2 特定行政庁は、前項第四号の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。

備中高梁駅概要

1 概要

- 【所在地】岡山県高梁市旭町1317-2
- 【所属事業者】西日本旅客鉄道（JR西日本）
- 【所属路線】伯備線
- 【駅構造】地上駅
- 【ホーム】2面3線
- 【開業年月日】1926年6月20日（大正15年）

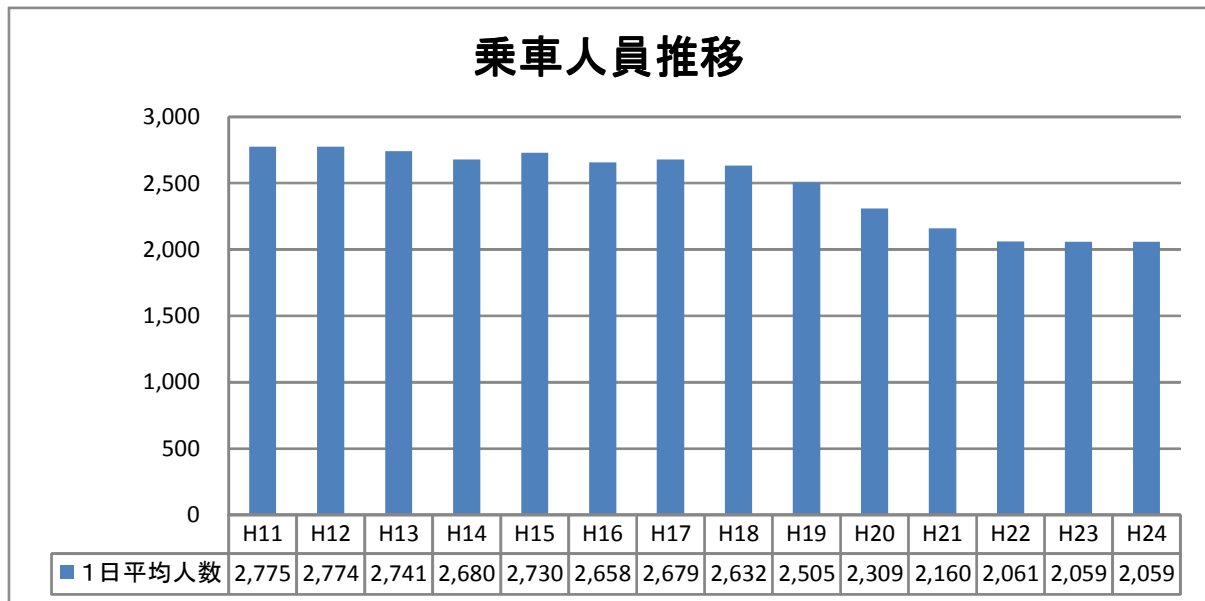
【駅舎（平成18年3月31日）】



高梁市の代表駅であり、当駅以北は一部区間を除いて単線区間で、岡山方面からの普通列車は約半数が当駅で折り返します。岡山方面から続くICOCA利用エリアも当駅までであり、新見方面はサービスエリア外で利用できません。

また、以前より特急「やくも」が一部停車していましたが、2008年（平成20年）3月15日ダイヤ改正で全列車が停車するようになりました。寝台特急「サンライズ出雲」は通過するが、利用促進協議会が停車実現に向けてサンライズ利用のツアーを企画するなどの取り組みを行なっています。

2 利用状況の推移（1日の平均乗車人員）



出典：フリー百科事典「ウィキペディア（Wikipedia）」

備中高梁駅と周辺整備

(1) 駅のバリアフリー・橋上改札化 (完成予定：平成 27 年 3 月末)

ロータリー整備において支障となる現在の駅舎は、東西連絡道を活用して橋上化し、西口からも東口からも改札が可能となります。併せて、各ホームにエレベーターを設置するとともに、ホームをかさ上げして、車両とホームの段差を解消します。

(2) 東西連絡道の利便性向上

東西連絡道と橋上駅舎や複合施設がつながるため、東西連絡道の利用者の増加が見込まれることから、東西連絡道の西側に上りエスカレーターと公衆トイレを整備し、駅周辺の利便性の向上を図ります。

(3) 駅東側広場・街路整備 (完成予定：平成 27 年 3 月末)

駅の橋上化で利便性が向上する駅東側にもロータリーを整備することで、駅西側の混雑軽減を図るとともに、都市計画道路高梁駅松連寺線と南町近似線を整備し、駅東側へのアクセス向上を図ります。

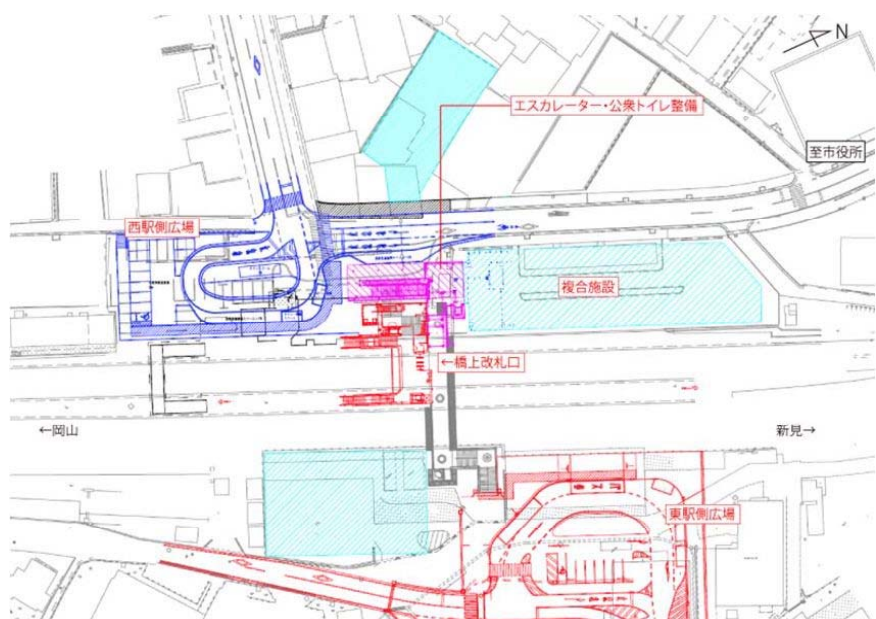
(4) 駅西側広場整備 (完成予定：平成 27 年冬頃)

現在の駅前には、送迎用スペースが少なく送迎用車両が周辺道路にあふれ、通過車両の妨げとなっており、また、歩道と車道が分離されていないため、非常に危険な状況となっています。このため、一時利用の送迎用駐停車上を備えたロータリーを整備することで、駅前の交通混雑を解消し、歩行者の安全を確保します。

(5) 複合施設整備 (完成予定：平成 28 年冬頃)

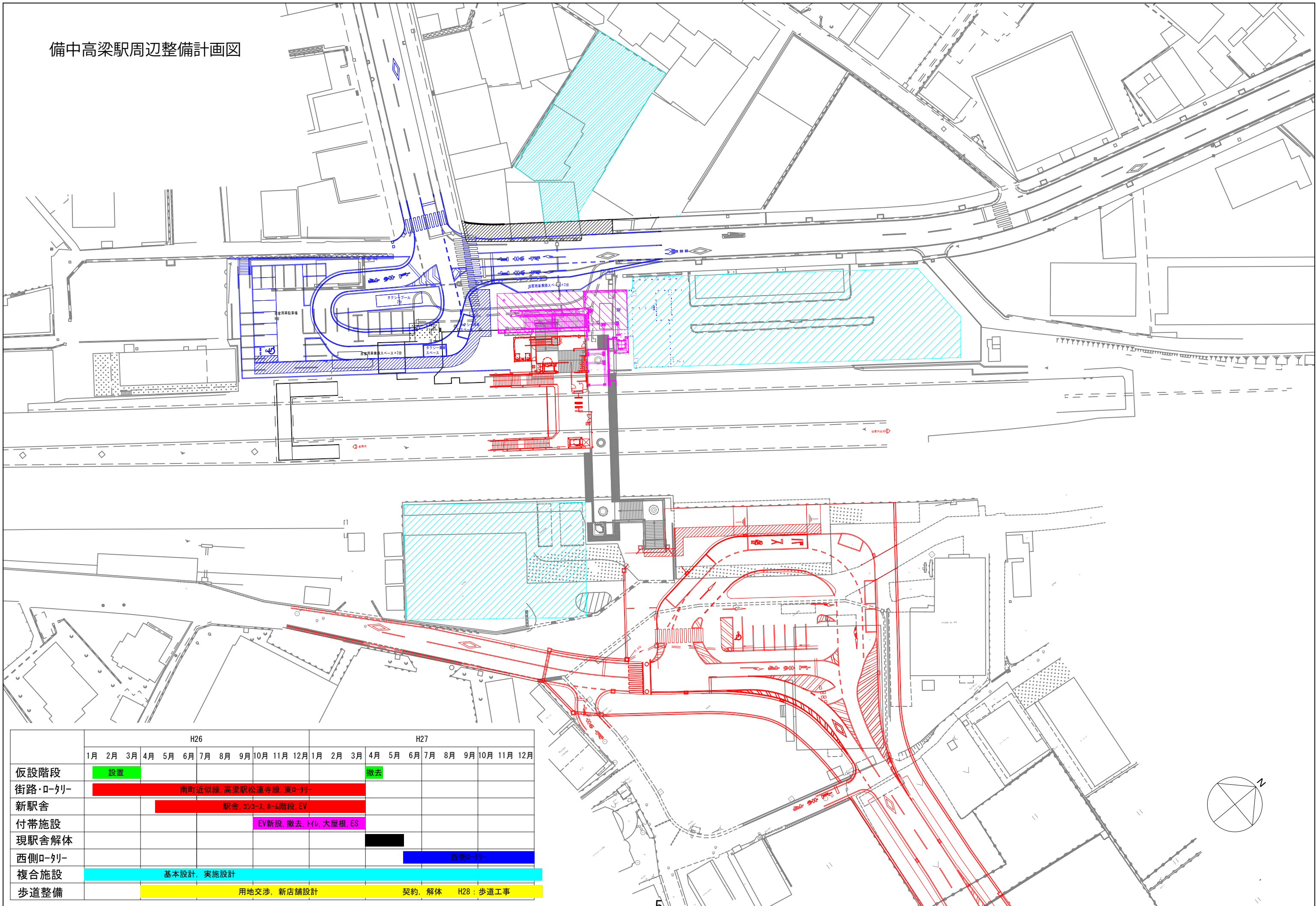
駅に隣接する高梁バスセンターの位置に図書館機能を持った複合施設を整備し、駅周辺の活性化を図ります。

また周辺に不足している駐車場を整備し、利用者の利便性向上を図ります。

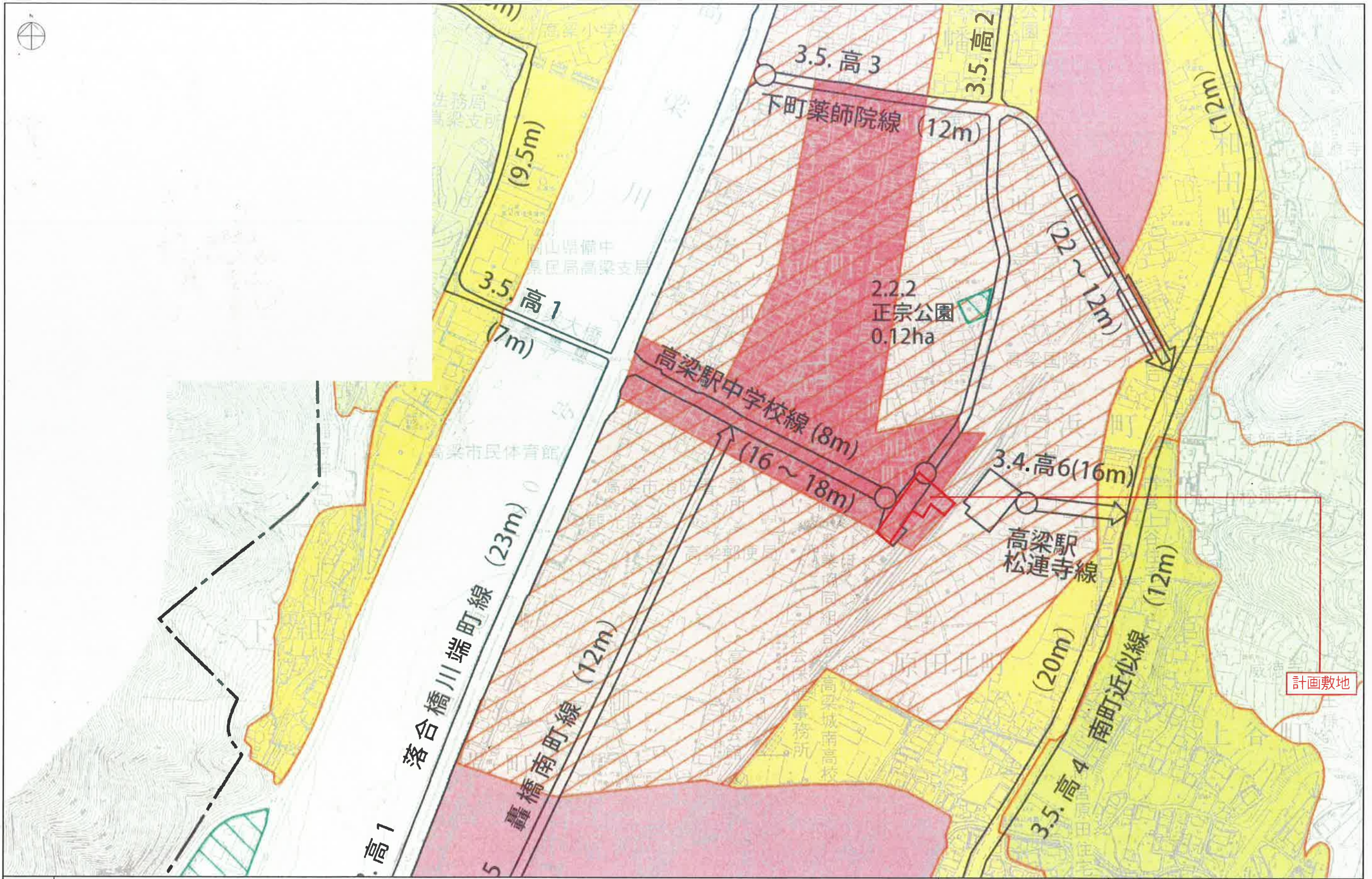


【整備計画平面図】

備中高梁駅周辺整備計画図



	H26												H27																	
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月						
仮設階段	設置															撤去														
街路・ロータリー	南町近似線, 高梁駅松連寺線, 東ロータリー																													
新駅舎	駅舎, コーポス, ホーム階段, EV																													
付帯施設	EV新設, 撤去, トイレ, 大屋根, ES																													
現駅舎解体													[黒色]																	
西側ロータリー													西側ロータリー																	
複合施設	基本設計, 実施設計																													
歩道整備	用地交渉, 新店舗設計												契約, 解体 H28: 歩道工事																	



特記			
		1:1000	
		都市計画図	NO
		SCALE A3-1/1000	

おokayama全県統合型GIS - 土地利用基本計画図

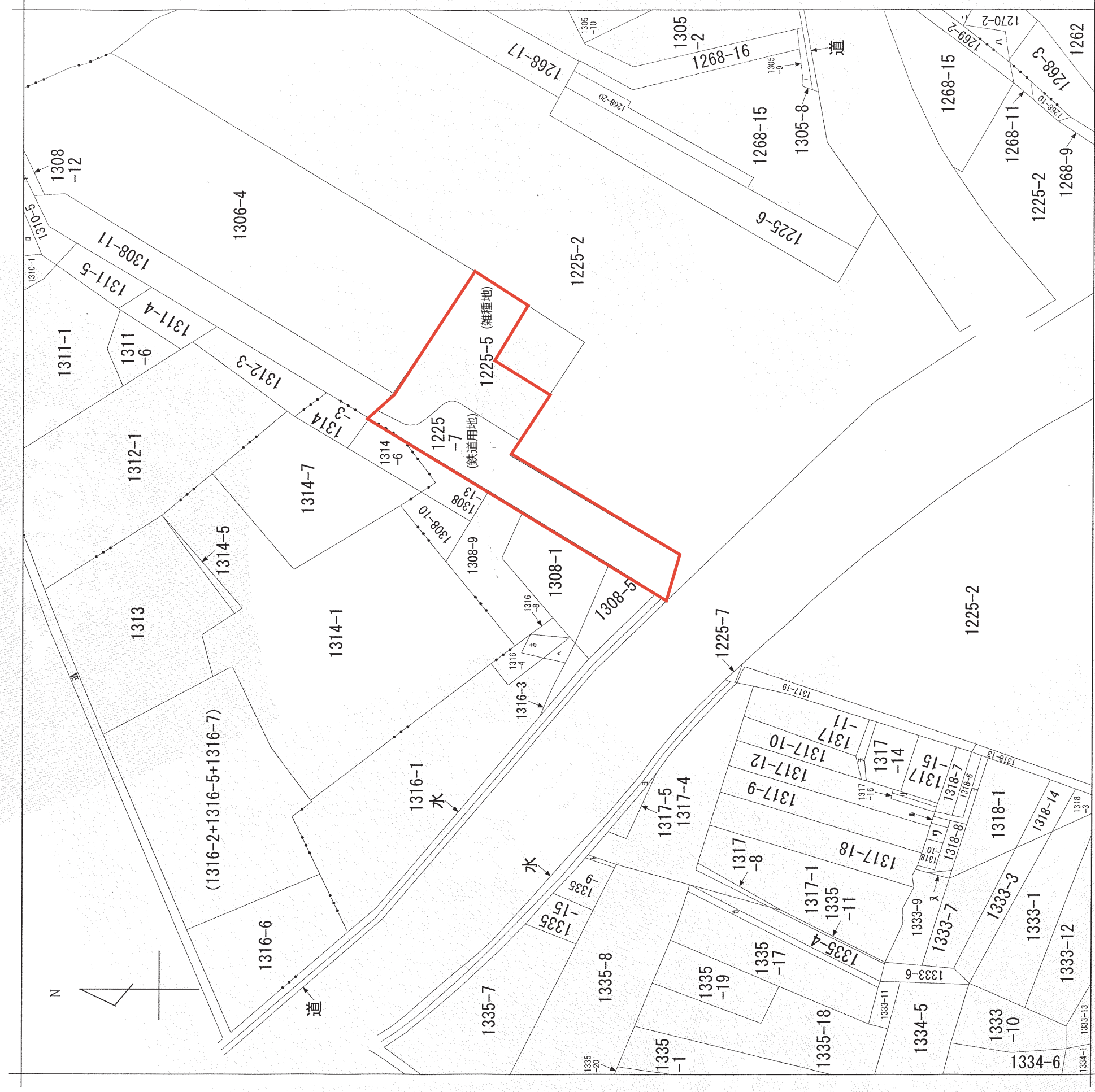


©PASCO/Includes material©JAXA

印刷日時:2014/07/30 13:09 最終更新日:2011/12/11
岡山県県民生活創 情報政策課

航空写真

イ 1310-10 ホ 1316-10 リ 1317-17 ヲ 1318-9
 ロ 1310-4 ハ 1316-9 シ 1318-11 カ 1335-10
 ケ 1270-4 ト 1317-7 ル 1318-12 コ 道
 コ 1271-2 チ 1317-13 ヲ 1318-5



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



A 原田北町
 B 旭町

請求部	所在	高梁市旭町	地番	1225番7
出力縮尺	縮尺不明	精度区	分類	地図に準ずる図面
	座標系又は番号は記号	種類	旧土地台帳附属地図	
作成年月日	備付年月日(原図)	補事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

申請番号 : 12-1 (1/1)
 平成26年7月14日
 岡山地方事務局高梁支局 登記官
 新谷 貴



公用

申請建物

市道 高梁駅柿木町線
法4-2条1項道路

高梁市駅南側合築駅

KBM
H=62.479

点検タラップ

ホーム端

3番線軌道中心

2番線軌道中心

ホーム端

上りホーム
旅客上乗1号

ホーム端

1番線軌道中心

下りホーム

ホーム端

3番線軌道中心

2番線軌道中心

ホーム端

上りホーム

ホーム端

1番線軌道中心

自由通路

座標一覧

	X	Y
JY1-JX4	134,482,784	65,377,475
JY1-JX5	134,478,070	65,373,763
JY2-JX1	134,495,501	65,390,419
JY2-JX2	134,490,788	65,386,707
JY2-JX3	134,486,074	65,382,995
JY2-JX4	134,481,361	65,379,282
JY3-JX1	134,491,294	65,395,761
JY3-JX2	134,486,580	65,392,049
JY3-JX3	134,481,867	65,388,337
JY3-JX4	134,477,153	65,384,624
JY3-JX5	134,472,440	65,380,912

基準点

	X	Y
T3	134,533,411	65,337,298
T7	134,558,640	65,465,413
T8	134,531,113	65,441,867

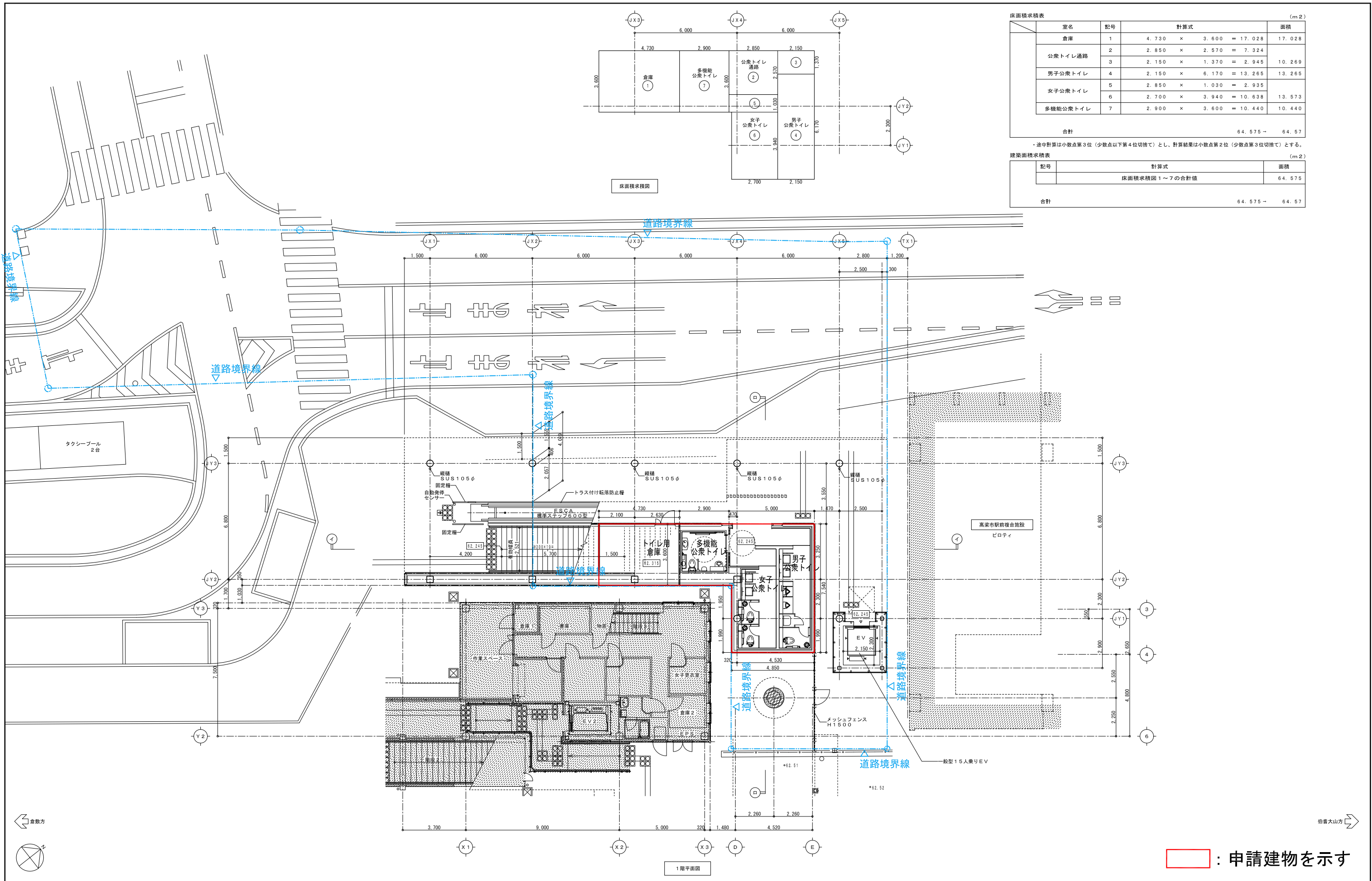
基準点については既設測量図により位置を再確認のこと

特記

- は既設範囲を示す
- は別途工事範囲を示す
- レベルはKBMを基準とする
- 座標は基準点から再確認すること

申請建物を示す

工事名
図面名
配設図
SCALE A1: 1/200
A3: 1/400



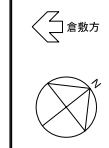
床面積積算表 (m²)

室名	記号	計算式	面積
倉庫	1	4.730 × 3.600 = 17.028	17.028
公共トイレ通路	2	2.850 × 2.570 = 7.324	10.269
	3	2.150 × 1.370 = 2.945	
男子公共トイレ	4	2.150 × 6.170 = 13.265	13.265
女子公共トイレ	5	2.850 × 1.030 = 2.935	13.573
	6	2.700 × 3.940 = 10.638	
多機能公共トイレ	7	2.900 × 3.600 = 10.440	10.440
合計			64.575

・途中計算は小数点第3位(少数点以下第4位切捨て)とし、計算結果は小数点第2位(少数点第3位切捨て)とする。

建築面積積算表 (m²)

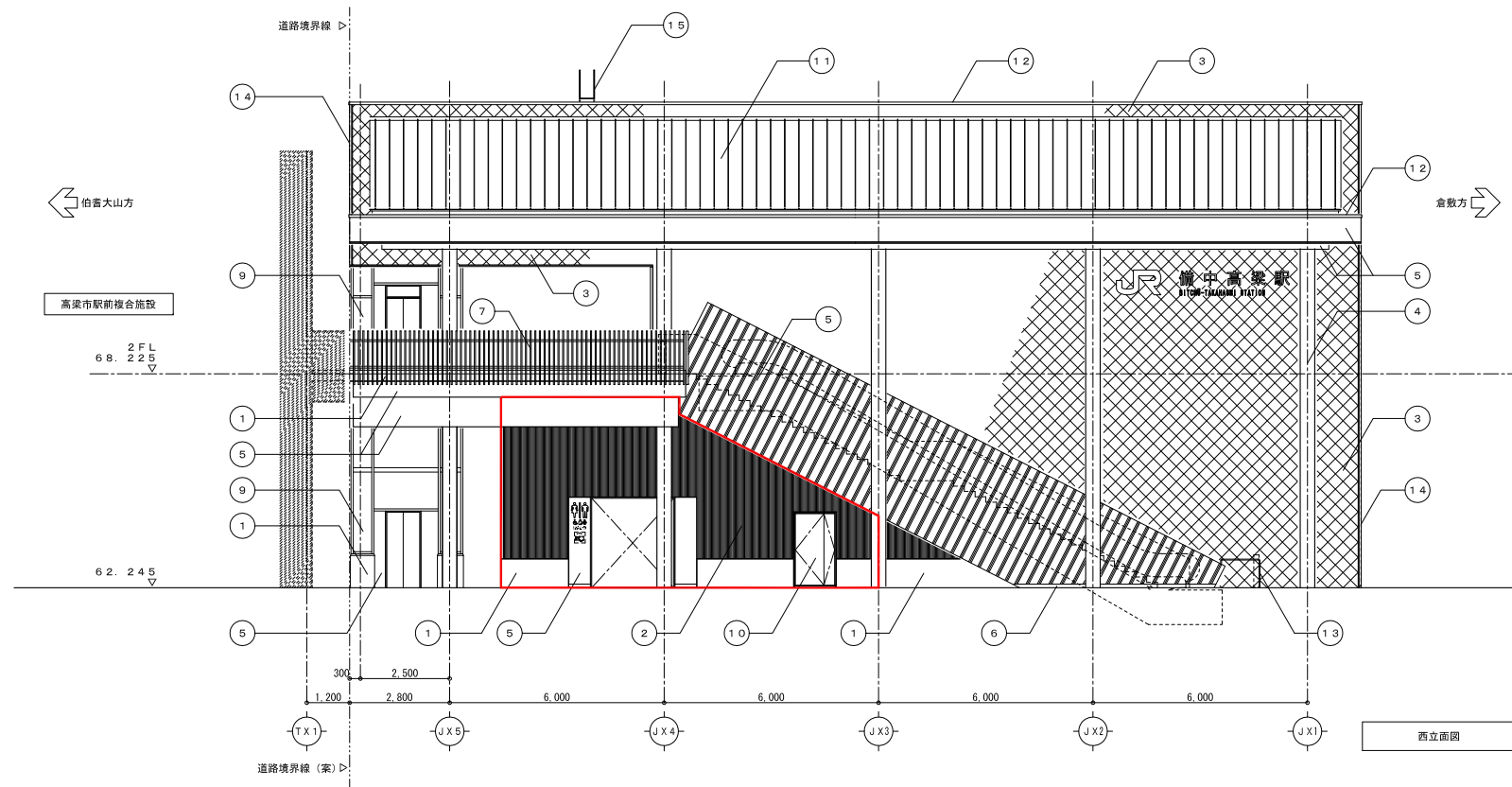
記号	計算式	面積
	床面積積算図1~7の合計値	64.575
合計		64.575



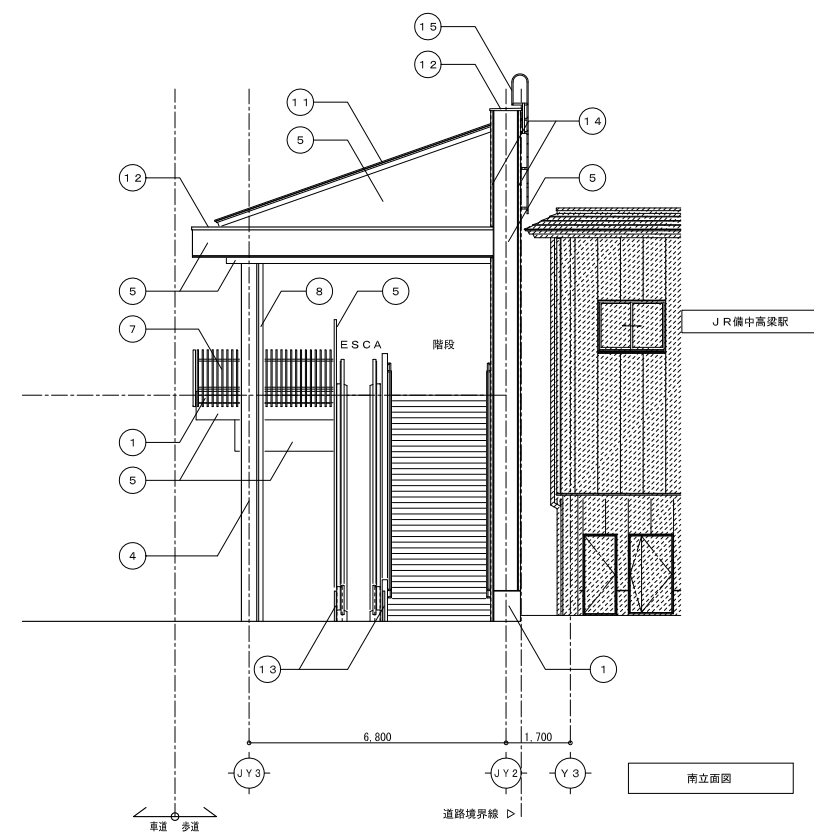
伯耆大山方

申請建物を示す

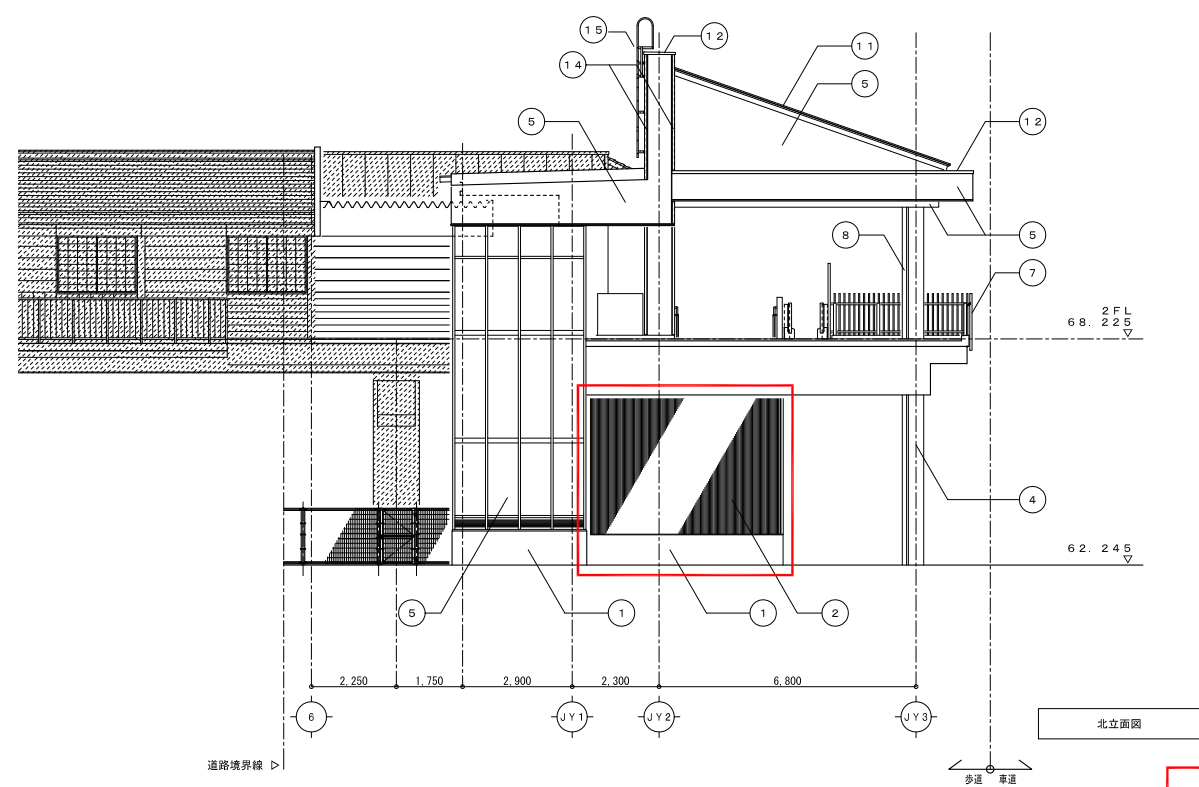
特記	は概数範囲を示す	工 事 名		
	は別途工事範囲を示す		図 面 名	平面図
	は計画レベルを示す		SCALE	A1: 1/100 A3: 1/200
		NO		
	設計番号			



西立面図



南立面図

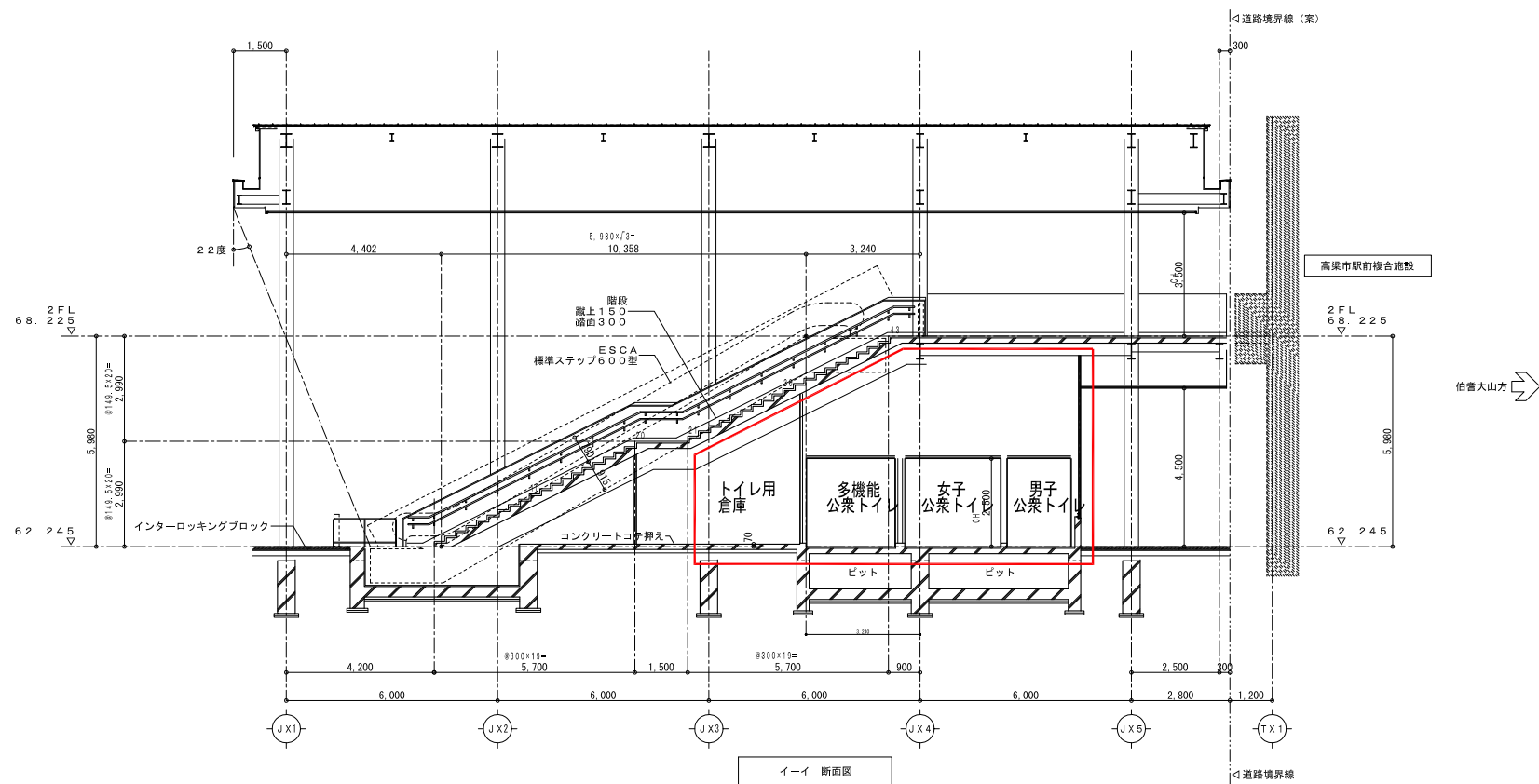
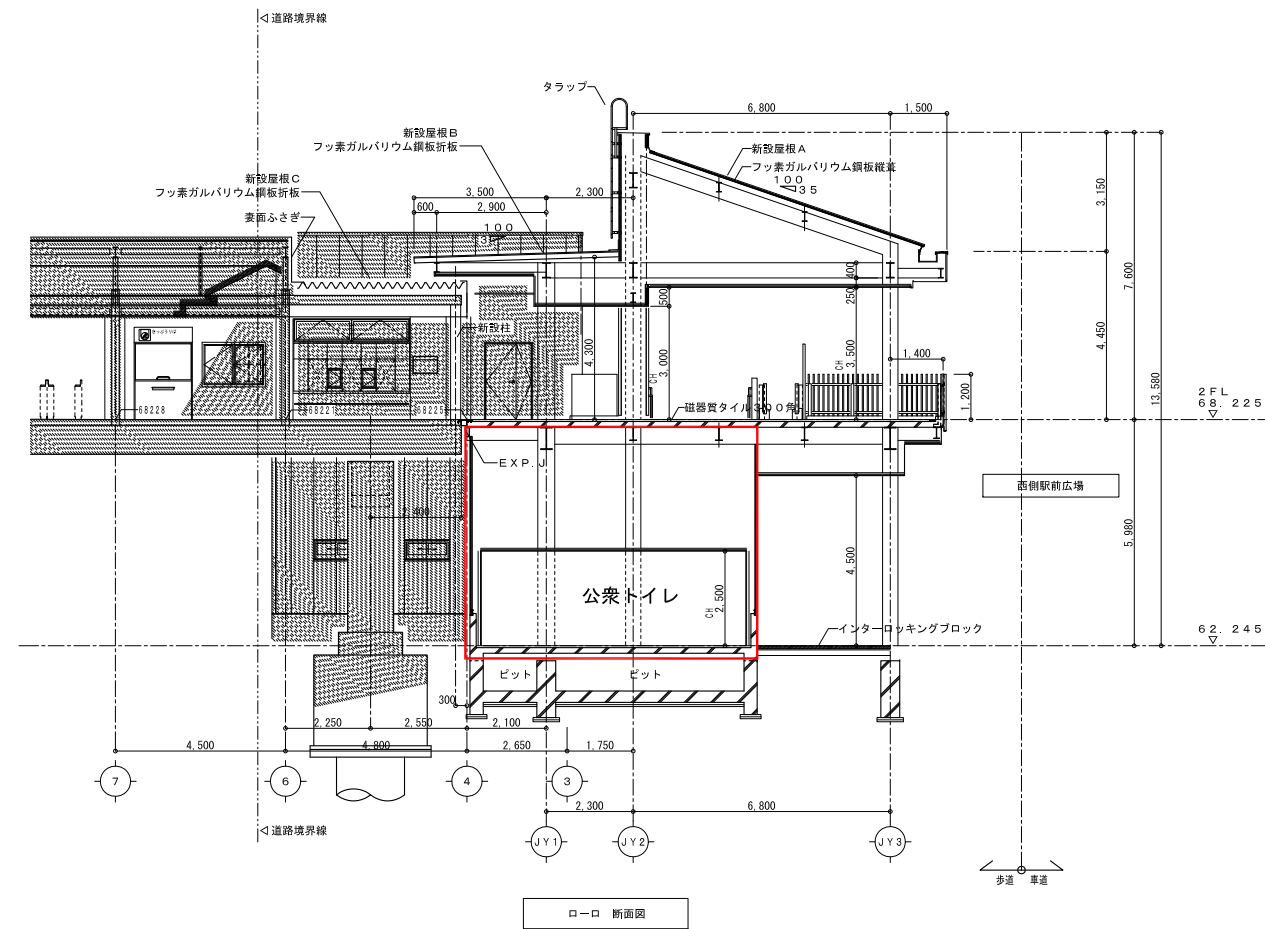


北立面図

□ : 申請建物を示す

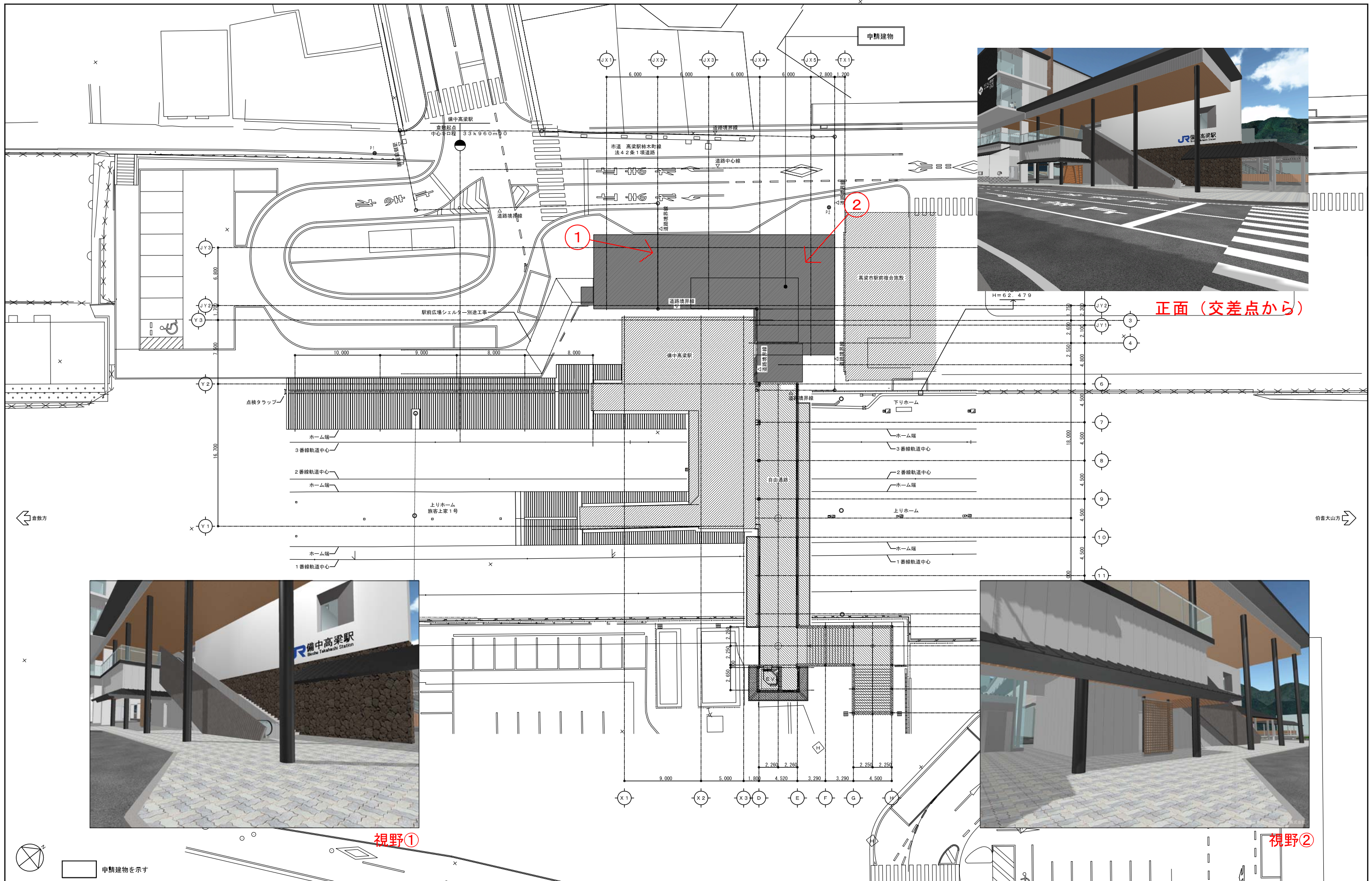
記号	仕上	記号	仕上	記号	仕上	記号	仕上	記号	仕上	記号	仕上
①	コンクリート打放し補修の上 複層塗材E	⑥	巾木: SUS t1. 2加工 HL	⑪	屋根: フッ素ガルバリウム鋼板 t0.45 縦葺き						
②	ECP:60+15 縦張り付 W900 B-U-E	⑦	アルミ格子 既製品B-U-E	⑫	笠木: アルミ既製品B-2						
③	ECP:60 縦張 W900の上 タイル (スチアタイト系地盤) デザイン張り 300角一部 陶板タイル 300角(共に金屋下地張り)	⑧	壁補: SUS105φB-FU品	⑬	固定欄: SUS FB加工 またはSUS角パイプ加工 HL						
④	鉄部DP-2	⑨	アルミ建具B-2 + 合わせガラス	⑭	コーナー見切: スチールL架構 亜鉛メッキ(リン酸処理)						
⑤	アルミ t2加工B-U-E	⑩	網製建具: SOP	⑮	点検タラップ: スチール製 (亜鉛メッキ)						

特記	□ は既設または別途工事範囲を示す		設計番号	工事名	NO	
				図面名	立面図	
				SCALE	A1: 1/100 A3: 1/200	



□ : 申請建物を示す

特記	は既設または別途工事範囲を示す		工事名	
			図面名	断面図
			SCALE	A1: 1/100 A3: 1/200
			設計番号	
			NO	



特記

	申請建物を示す
	は概算範囲を示す
	は別途工事範囲を示す
	は今回工事範囲を示す

・レベルはKBMを基準とする
 ・座標は基準点から再確認すること

工事名		NO
図面名	パース・視野図	
SCALE	A1: 1/200 A3: 1/400	

岡山県建築審査会資料

建築基準法第3条第1項第三号指定
(付議予定案件説明)

旧吹屋小学校 (高梁市)

建築基準法第3条第1項第三号の指定予定の案件説明

【旧吹屋小学校】

1 建築物概要

【名称】旧吹屋小学校

【所在地】岡山県高梁市成羽町吹屋1290番1

【建築年】明治33年「東廊下・東校舎・西廊下・西校舎」
明治42年「本館」

【文化財指定】平成14年 成羽町指定文化財（建造物）「本館・東校舎・東廊下」
平成15年 岡山県指定重要文化財（建造物）「本館・東校舎・東廊下」
平成16年 岡山県指定重要文化財（建造物）「西校舎・西廊下」

【構造規模】本館：木造2階 延べ面積766.75㎡
東校舎：木造平屋 延べ面積217.21㎡
東廊下：木造平屋 延べ面積 34.62㎡
西校舎：木造平屋 延べ面積207.43㎡
西廊下：木造平屋 延べ面積 39.75㎡



【仕上】屋根：棧瓦葺き 外壁：化粧板張り・漆喰塗り 軒裏：化粧板張り

【基礎】割石積布基礎

【詳細は別添資料を参照】

- | | |
|----------------------|---------------|
| (1) 高梁市吹屋伝統的建造物群保存地区 | ・・・ P 6 ～ 11 |
| (2) 吹屋小学校校舎 | ・・・ P 12 ～ 14 |
| (3) 図面 | ・・・ P 15 ～ 28 |
| (4) 現況写真 | ・・・ P 29 ～ 37 |

2 校舎の活用

吹屋の町並みの裏手にある旧吹屋小学校は平成24年3月の廃校までは、現役で国内最古の木造校舎であり、明治中後期における小学校建築の建築史において高い価値を有している県の指定重要文化財です。

高梁市では校舎活用検討委員会を設置し、当委員会において「学びの拠点」を活用基本方針とした報告書がまとめられ、高梁市教育委員会に9月2日に提出されたところです。この報告書では、住民が主体的に学ぶことを通して、多種多様なプロジェクトを企画し実践する場をつくり、賑わいを創生することを施設活用の目的とし、中核機能として「吹屋学の拠点機能」、「博物館・資料館の機能」及び「学びを中心とする交流体験機能」の3つが示されています。

【詳細は別添資料を参照】

3 建築審査会（建築基準法第3条第1項第三号の指定）

学校用途の建築物を活用基本方針に沿った建築物に修復及び利活用するにあたり、建築基準法をそのまま適用すると不適合が生じることから、建築基準法第3条第1項第三号の指定を行い、建築基準法の適用を外す必要があります。なお、当該指定を行うには建築審査会の同意が必要になります。

【建築基準法】

(適用の除外)

第三条 この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

- 一 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定によつて国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建築物
- 二 旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和八年法律第四十三号）の規定によつて重要美術品等として認定された建築物
- 三 文化財保護法第八十二条第二項の条例その他の条例の定めるところにより現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物（次号において「保存建築物」という。）であつて、特定行政庁が建築審査会の同意を得て指定したもの
- 四 第一号若しくは第二号に掲げる建築物又は保存建築物であつたものの原形を再現する建築物で、特定行政庁が建築審査会の同意を得てその原形の再現がやむを得ないと認めたもの

2～3 略

【文化財保護法】

(地方公共団体の事務)

第八十二条 地方公共団体は、文化財の管理、修理、復旧、公開その他その保存及び活用に要する経費につき補助することができる。

- 2 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもののうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。
- 3 前項に規定する条例の制定若しくはその改廃又は同項に規定する文化財の指定若しくはその解除を行つた場合には、教育委員会は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を報告しなければならない。

4 スケジュール

高梁市において、設計を今年度末で完了させ、工事は平成27年度に着手し、平成31年度までの5カ年で行う予定です。また、建築審査会については、今年度3月の第2回建築審査会において同意を得て、建築基準法第3条第1項第三号の指定を行いたい

と考えております。

スケジュール	平成26年度												平成27年度					平成31年度				
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	9月	10月	11月	12月
実施設計																						
工事																						
建築審査会(県)							■					■										

5 建築審査会における審査事項

建築審査会での同意基準については、平成26年4月1日付け国住指第1号の技術的助言において、以下のような内容が示されるとともに、地域における歴史的建築物の実情や要望、歴史的建築物の保存活用や構造安全性に詳しい者等の意見を十分踏まえて対応することとされています。

- (1) 条例で定められた現状変更の規制及び保存のための措置が講じられていること
- (2) 建築物の構法、利用形態、維持管理条件、周辺環境等に応じ、地震時等の構造安全性の確保に配慮されていること
- (3) 防火上支障がないよう、出火防止、火災拡大防止、近隣への延焼防止及び消防活動の円滑性の確保に配慮されていること
- (4) 在館者の避難安全性の確保に配慮されていること

【詳細は別添資料を参照】

- (6) 平成26年4月1日付け国住指第1号「建築基準法第3条第1項第3号の規定の運用等について（技術的助言） P40 ~ 44

6 現状の建築基準法への不適合事項（現在整理中）

- (1) 構造耐力
 - ・基礎の仕様、筋かい、継手又は仕口 など
- (2) 一般構造
 - ・防湿方法、階段のけあげ及び踏面寸法 など
- (3) 防火構造
 - ・小屋裏隔壁、建築物の耐火性能 など
- (4) 避難施設等
 - ・屋外への出口、排煙設備、非常用の照明装置 など

7 構造診断結果・構造補強計画概要

本建物は文化庁の「重要文化財（建造物）耐震診断指針」における「安全確保水準」を目標とし、実測調査により作成した図面から部材や接合部は健全であると仮定し、限界耐力計算（等価線形化法）により構造診断を行いました。

(1) 構造診断結果

ア 地震：中地震時には変形は生じるが倒壊の危険性は低い。なお、大地震時

には倒壊の危険性がある。

イ 風圧力：稀に発生する暴風（50年に1度）による風圧力に対しては損傷の恐れがあり、極稀に発生する暴風（500年に1度）による風圧力に対しては倒壊する恐れがある。

(2) 構造補強計画（案）

- ア 地盤・基礎の補強：地盤改良、鉄筋コンクリート造のベタ基礎、杭基礎
- イ 柱脚の補強：柱と土台の接合金物補強、土台と基礎の緊結
- ウ 軸部・接合部の補強：足固めの追加、接合部の金物補強
- エ 壁面の補強：土壁の増厚、筋かい、耐震壁の置換
- オ 水平構面の補強：構造用合板、水平ブレース、火打ち
- カ 固定荷重の軽減：瓦屋根の葺土の軽減
- キ その他の他：痛んだ部材の修理や交換、既存接合金物の締め直し、屋根材や天井材等の非構造部材の対策、等

【詳細は別添資料を参照】

(7) 岡山県指定重要文化財旧吹屋小学校校舎 構造診断・構造補強計画概要
・・・・・・・・ P45

8 今後の進め方（案）

(1) 防火避難について

出火防止、火災拡大防止、近隣への延焼防止、消防活動の円滑性の確保及び在館者の避難安全性の確保の配慮については、高梁市消防と協議を行いながら防火避難計画をまとめ3月の第2回岡山県建築審査会にお諮りします。

(2) 構造について

歴史的建築物の構造安全性に詳しい者の意見を聞くため、（一社）岡山県建築士会の「岡山県歴史的建造物委員会」に構造診断結果・構造補強計画について諮り、その結果を3月の第2回岡山県建築審査会で報告させていただきたい。

(3) その他

文化財としての価値を損なわないため、岡山県教育委員会文化財課と協議を行いながら計画を進めます。

【詳細は別添資料を参照】

(8) 建築士会「岡山県歴史的建造物委員会」の活用 ・・・・・・・・ P46 ~ 48

【別添資料】

- (1) 高梁市吹屋伝統的建造物群保存地区
・・・・・・・・ P 6 ～ 11
- (2) 吹屋小学校校舎
・・・・・・・・ P 12 ～ 14
- (3) 図面
・・・・・・・・ P 15 ～ 28
- (4) 現況写真
・・・・・・・・ P 29 ～ 37
- (5) 旧吹屋小学校校舎の活用について
・・・・・・・・ P 38 ～ 39
- (6) 平成26年4月1日付け国住指第1号「建築基準法第3条第1項第3号の規定の運用等について（技術的助言）」
・・・・・・・・ P 40 ～ 44
- (7) 岡山県指定重要文化財旧吹屋小学校校舎 構造診断・構造補強計画概要
・・・・・・・・ P 45
- (8) 建築士会「岡山県歴史的建造物委員会」の活用
・・・・・・・・ P 46 ～ 48

高梁市吹屋伝統的建造物群保存地区

- 1 地区名称 高梁市吹屋伝統的建造物群保存地区
- 2 重要伝統的建造物群保存地区選定 昭和52年 5月18日
- 3 地区名称変更 平成17年12月27日
- 4 保存地区の概要

吹屋は、岡山県の中西部の高梁市成羽町の山間に位置し近世以降、銅山で発展しさらに、ベンガラで繁栄して富を蓄えてきた地域です。江戸時代には、たたら製鉄で栄えた東城地方（現広島県庄原市）と高瀬舟が行き交う成羽とを結ぶ吹屋往来が整備され、鉄や米、炭などの物資の中継地としての役割を果たし、吹屋は大いに賑わいました。



明治30年頃の中町の賑わい

吹屋の地域一帯は、中世末期以降、銅の産出で知られ、江戸時代にはいと吉岡銅山と呼ばれるようになります。元禄期には泉屋（住友家）、享保期には地元の大塚家が経営を行っていました。

明治に入ると、三菱の岩崎弥太郎によって近代的経営が行われ、明治末から大正初め頃には日本三大銅山にも挙げられました。

また、江戸時代中期からはベンガラ生産も新たな産業としておこり、銅山とともに地域独自の産業として隆盛を極めました。ベンガラは、赤色顔料で経年変化に強く、古くから漆器、衣料の下染め、家屋の塗料などに使われ、吹屋は昭和40年頃まで日本で有数のベンガラ特産地として大いに繁栄しました。

この2つの産業を背景として、銅山の間歩近くに坑夫集落ができ、江戸中期から後期にかけて街道沿いに問屋、小売商等の町並みができました。吹屋の町並みは、千枚・中町・下町・下谷の4地区からなり、街道に沿って距離約1.5km、面積6.4ha。昭和52年5月に全国で8番目となる国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されました。

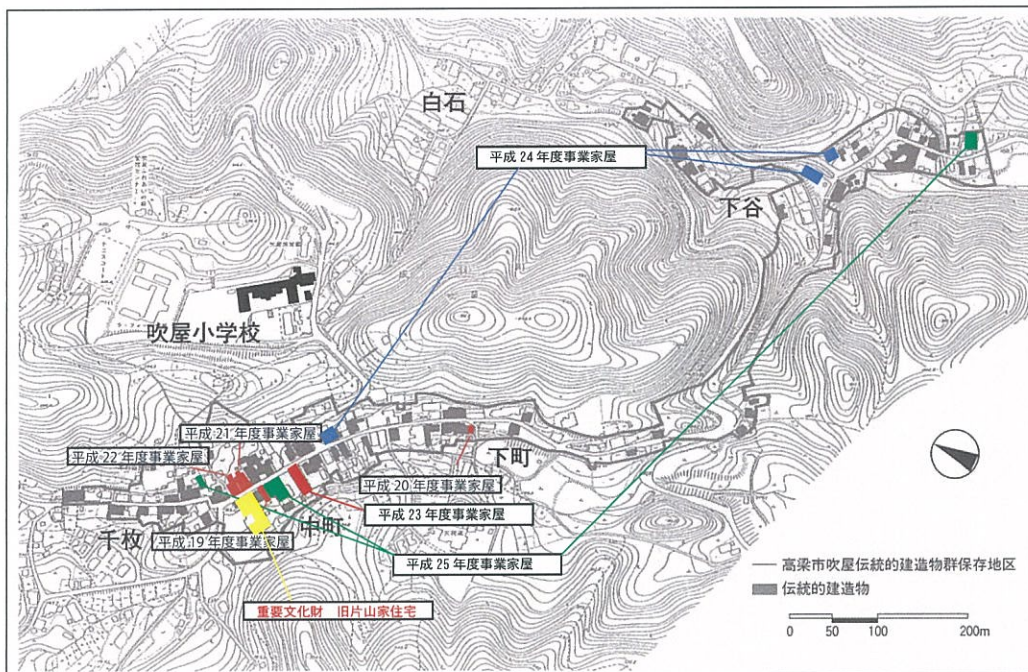
5 現在の状況

伝統的建造物群保存地区内の人口は、61人、世帯数は31戸、保存地区内全建造物数は224棟でその内、伝統的建造物は79棟である。（平成26年3月末現在）

現在、少子高齢化で空き家も増加傾向にあり、伝統的建造物の傷みも酷く、年度ごとに修理・修景家屋を決めて補助事業で修理・修景を実施している。

6 修理・修景事業等

重伝建の選定を受け、昭和52年度から平成25年度までに家屋の保存修理・修景事業は128件、その他の修理（標識・説明板・貯水槽）4件、防災事業を6件、土地買上事業を2件行っている。



<平成19年度事業家屋>



明治中頃



昭和7年頃



修景前



修景後

<平成20年度事業家屋>



修景前



修景後

<平成21年度事業家屋>



修理前



修理後

<平成22年度事業家屋>



修理前



修理後

<平成23年度事業家屋>



修景前



修景後

<平成24年度家屋>



修理・修景前



修理・修景後



修景前



修景後



修理・修景前



修理・修景後

〈平成25年度家屋〉



修理前



修理後



修景前



修景後



修理前



修理後



吹屋の町並み

旧片山家住宅（国指定重要文化財）



旧片山家住宅主屋と宝蔵

片山家は、江戸時代後期から鉾山町吹屋において、弁柄の製造及び販売を手掛け、当地を代表する商家となり、庄屋を務めた家柄です。

通りに面して主屋と宝蔵が並び建ち、主屋後方に米蔵などを連ねています。主屋は切妻造で、正面外壁を海鼠壁とし、開口部に出格子を設けています。主屋主体部は18世紀末期に建てられ、文政13年（1830）までの増築を経て現在の屋敷構成となりました。

旧片山家住宅は、弁柄の製造及び販売により繁栄した高梁市吹屋伝統的建造物群保存地区において、その屋敷構成を良く残し、江戸時代後期の商家として貴重なものとして、平成18年12月、国の重要文化財に指定されました。

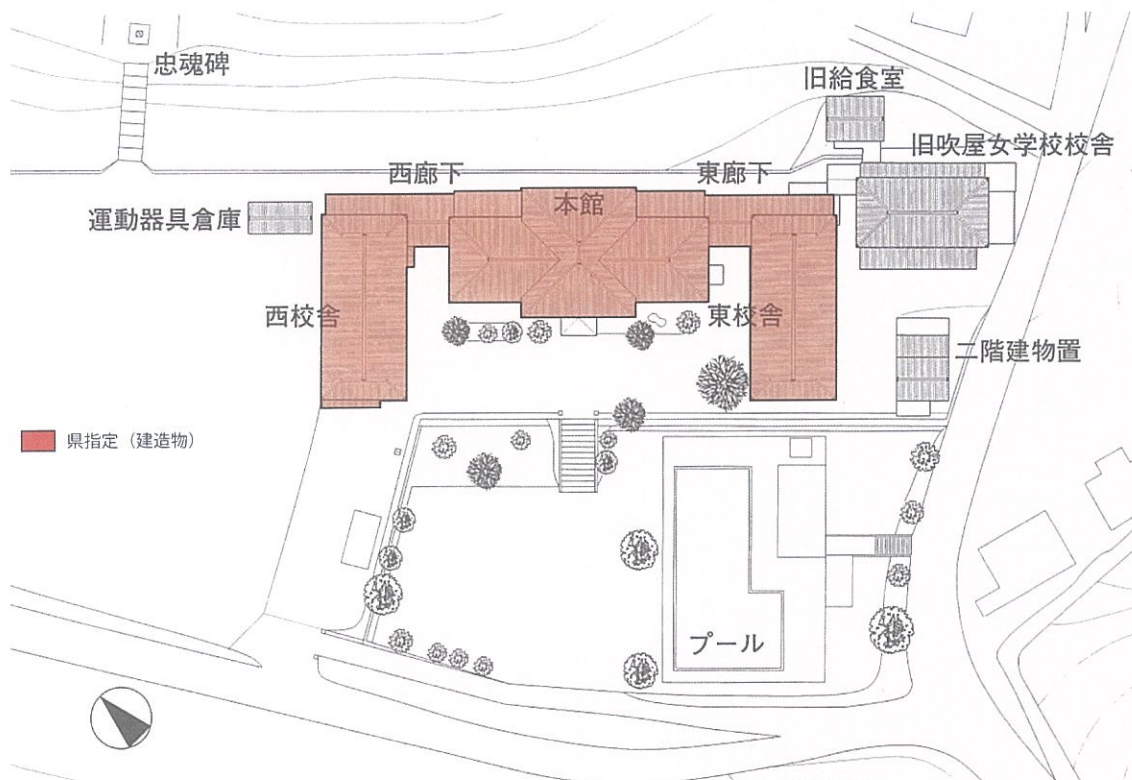
弁柄（べんがら）

酸化第二鉄を主成分とする赤や黒の顔料。磁硫鉄鉱石を原料とする緑礬（ローハ）からできます。吹屋で製造されたベンガラは、織物・陶磁器の着色、塗料などの用途をもち、長い間、この吹屋地区は、その製造・販売で富を得ました。

吹屋小学校校舎

1 吹屋小学校の指定・調査等

平成14年	本館・東校舎・東廊下	成羽町指定文化財（建造物）
平成15年	本館・東校舎・東廊下	岡山県指定重要文化財（建造物）
平成16年	西校舎・西廊下	岡山県指定重要文化財（建造物） 追加指定
平成17年	吹屋小学校校舎調査報告書刊行 （独立行政法人文化財研究所奈良文化財研究所受託事業）	



校舎配置図

2 吹屋小学校の特徴

本館と東西校舎は、県内最古級の洋風木造建築で、左右対称の配置をとり、特に本館は、創建時の面影をよく残している。本館二階講堂の折上天井や正面演壇をはじめとする内部意匠、各校舎の天井裏に造作された架構（トラス構造）が大きな特徴である。

本館の玄関ポーチは、大正末期ないし昭和初期の改造であり、教室廊下も当初の吹放しの形態を、後に屋内としたような改造があるが、全体として数少ない明治時代の学校建築の形態をよく残す遺構として重要である。

最古の現役の学校施設であることが吹屋小学校の最大の特徴である。



講堂の折上天井



三間廊下のトラス構造

3 吹屋小学校校舎の歴史

- 明治31年 吉岡鉱山本部跡地を「吹屋村高等小学校校舎敷地」として寄附。
 明治33年 東西校舎・東西廊下が落成。
 明治42年 本館が落成。尋常科及び講堂として建設。

<改 造>

(本館)

- 大正6年 屋内運動場：土間を床張りに改変。
 大正11年 講堂：演壇部壁面に外部へ張り出す御真影奉安室を増築。
 大正15年 玄関：土間を床張りに改変。玄関ポーチを新設。
 昭和5年 中央棟北側壁面が外倒れを起し、補強として栗材の方杖を入れる。
 昭和39年 屋内運動場・・・吹き放しだった北面柱間に窓を設置。
 昭和54年 方杖を鉄骨に入れ替える。

(西校舎)

- 昭和22年 新制中学校開校により、本館の一部とあわせて校舎に充てる。
 昭和24年 校舎新築により中学校が移転した後は、吹屋公民館に転用するため、全体を一室に改造。



補強の状況（本館裏）

- 昭和54年 補強工事を実施。支柱を取り付けて体育館とする。
 昭和55年 窓をサッシに変更。

(東校舎) 一貫して校舎として使用。

- 昭和29年以前 間仕切りを設け、教室を2室から3室に変更。
 吹き放しだった東校舎廊下に腰板を設置。
 昭和51年 廊下に窓が設置し室内化。
 平成10年 東西窓をサッシに変え、旧形式を大きく改める。

4 各校舎の構造形式

①本館

木造、建築面積 427.3 m²、2階建。寄棟造、玄関ポーチ付、棧瓦葺。中央棟とその両脇に接続する東西翼棟からなる。

②西校舎

木造、建築面積 212.8 m²、1階建、入母屋造、棧瓦葺。

③東校舎

木造、建築面積 214.1 m²、1階建、入母屋造、棧瓦葺。

④西廊下

木造、建築面積 33.8 m²、1階建、切妻造、棧瓦葺。

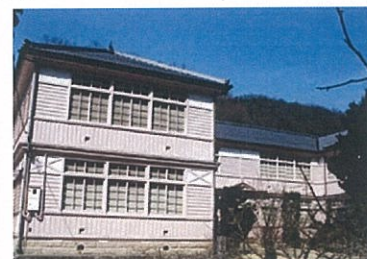
⑤東廊下

木造、建築面積 35.0 m²、1階建、切妻造、棧瓦葺。

県内の明治学校建築

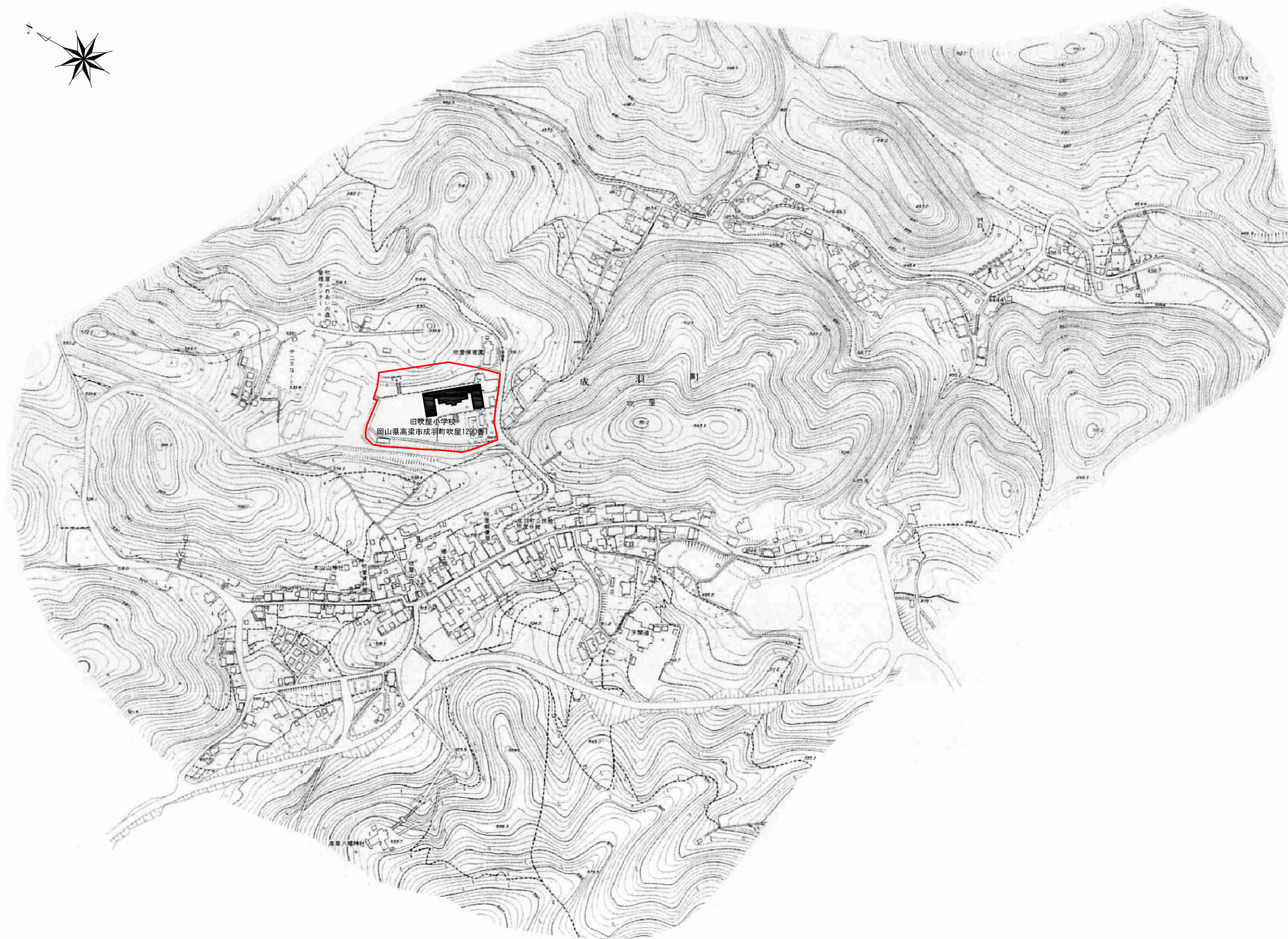
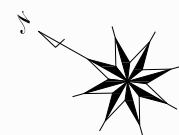
県内に現存する明治期の学校建築としては次のものがあります。

- ・旧順正女学校（明治 29 年）：県指定
- ・旧津山中学校本館（明治 33 年）：国指定（現津山高校）
- ・旧高梁尋常高等小学校（明治 37 年）：市指定
- ・旧閑谷中学校（明治 38 年）：国登録（現閑谷学校資料館）
- ・旧遷喬尋常小学校（明治 40 年）：国指定
- ・旧旭東幼稚園（明治 41 年）：国指定
- ・旧赤坂尋常高等小学校（明治 43 年）



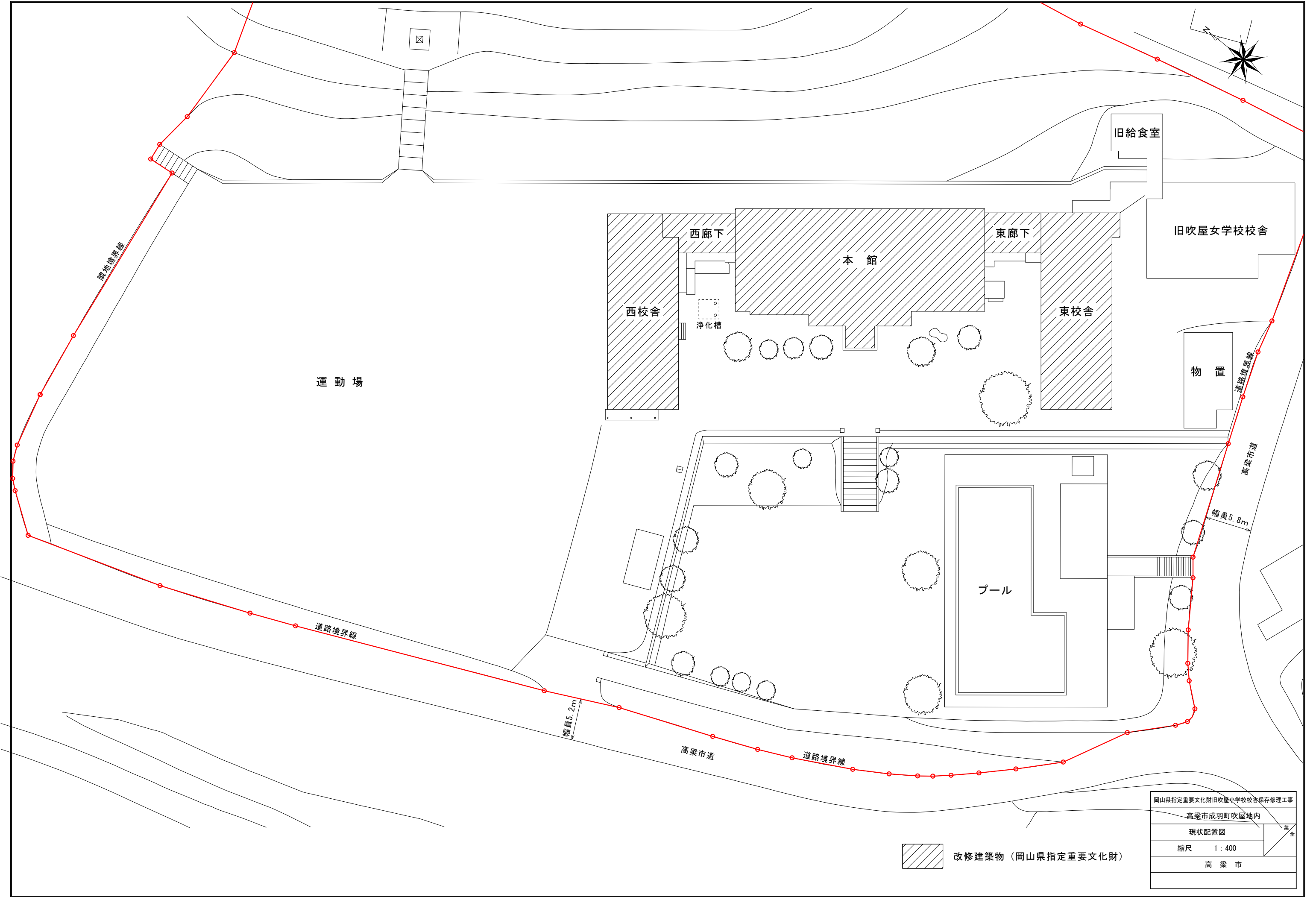
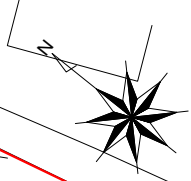
旧閑谷中学校（現・閑谷学校資料館）


図 面



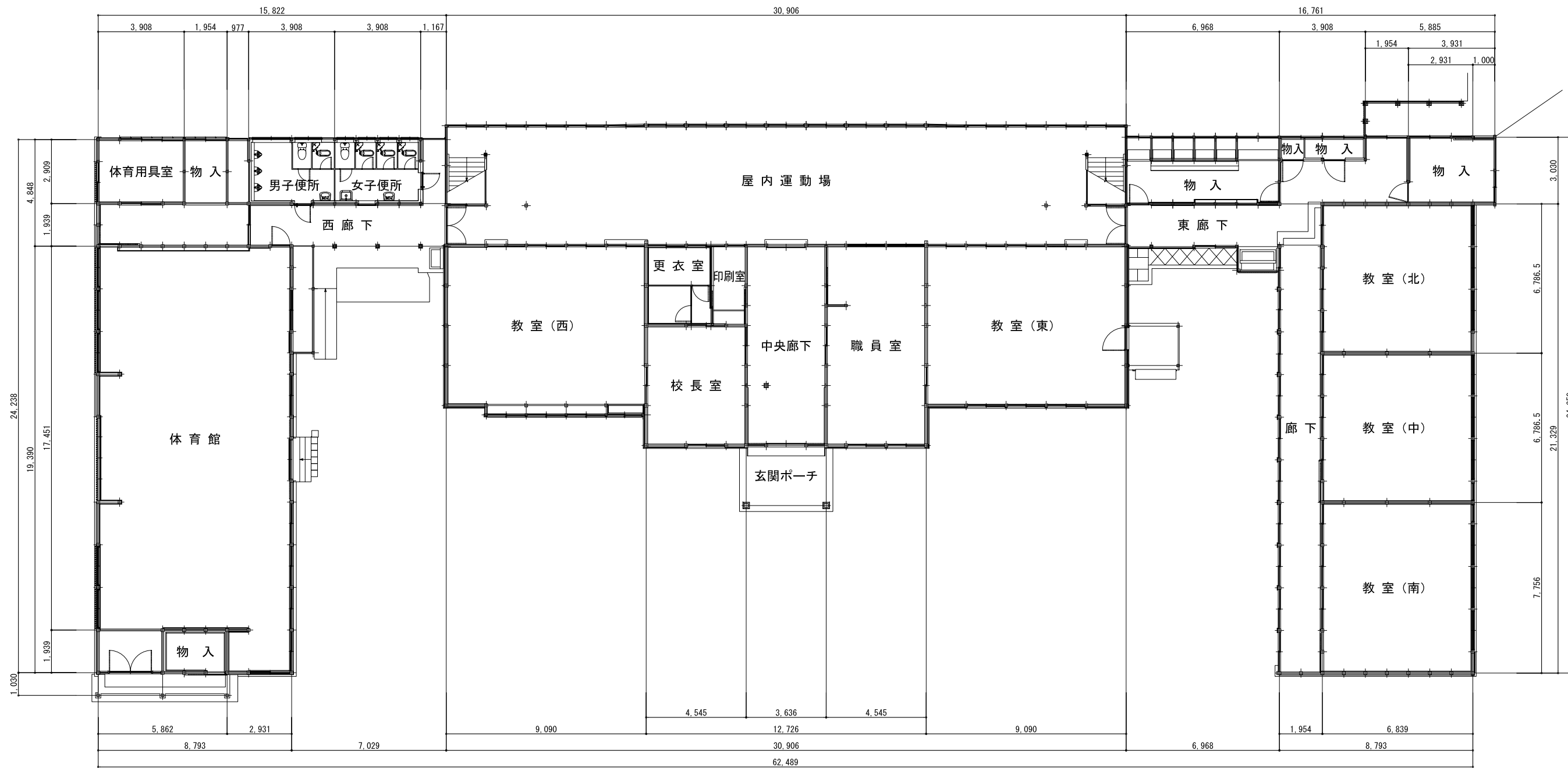
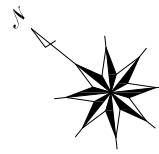
岡山県指定重要文化財旧吹屋小学校校舎保存修理工事	
高梁市成羽町吹屋地内	
附近見取図	1/全
縮尺	
高梁市	

現状図



 改修建築物（岡山県指定重要文化財）

岡山県指定重要文化財旧吹屋小学校校舎保存修理工事	
高梁市成羽町吹屋地内	
現状配置図	葉金
縮尺	1 : 400
高梁市	



岡山県指定重要文化財旧吹屋小学校校舎保存修理工事	
高梁市成羽町吹屋地内	
現況図	1階平面図
縮尺	1 : 200
高梁市	



西校舎

西廊下

本館

東廊下

東校舎

南立面図



東校舎

東廊下

本館

西廊下

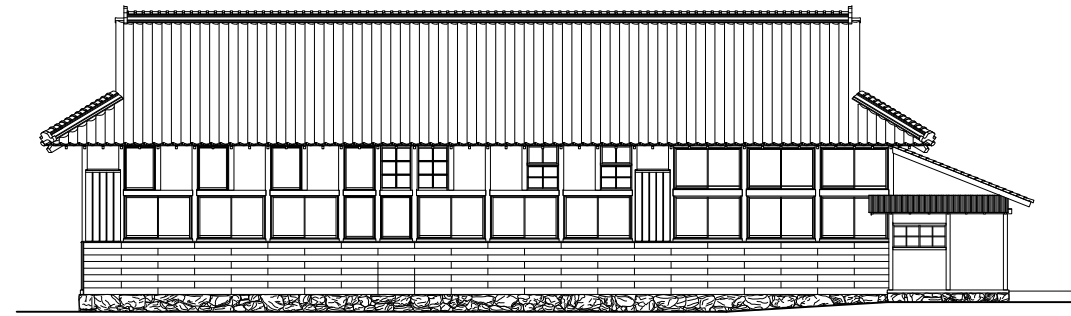
西校舎

北立面図

岡山県指定重要文化財旧吹屋小学校校舎保存修理工事	
高梁市成羽町吹屋地内	
現況図 南立面図・北立面図	製全
縮尺	1 : 200
高梁市	



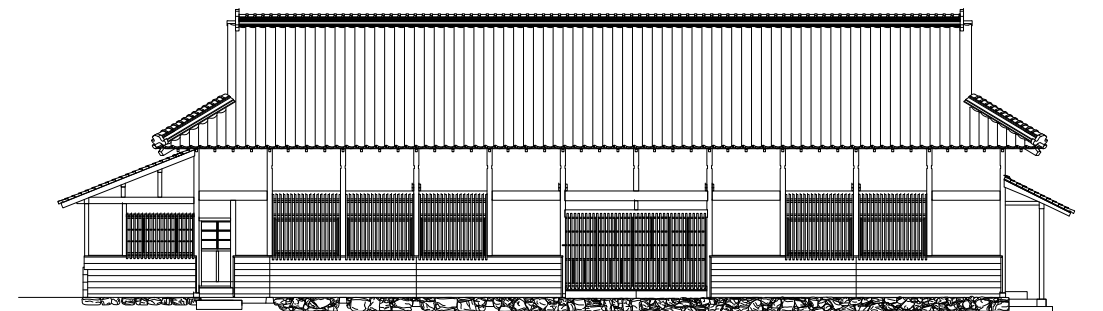
本館 東立面図



東校舎 東立面図



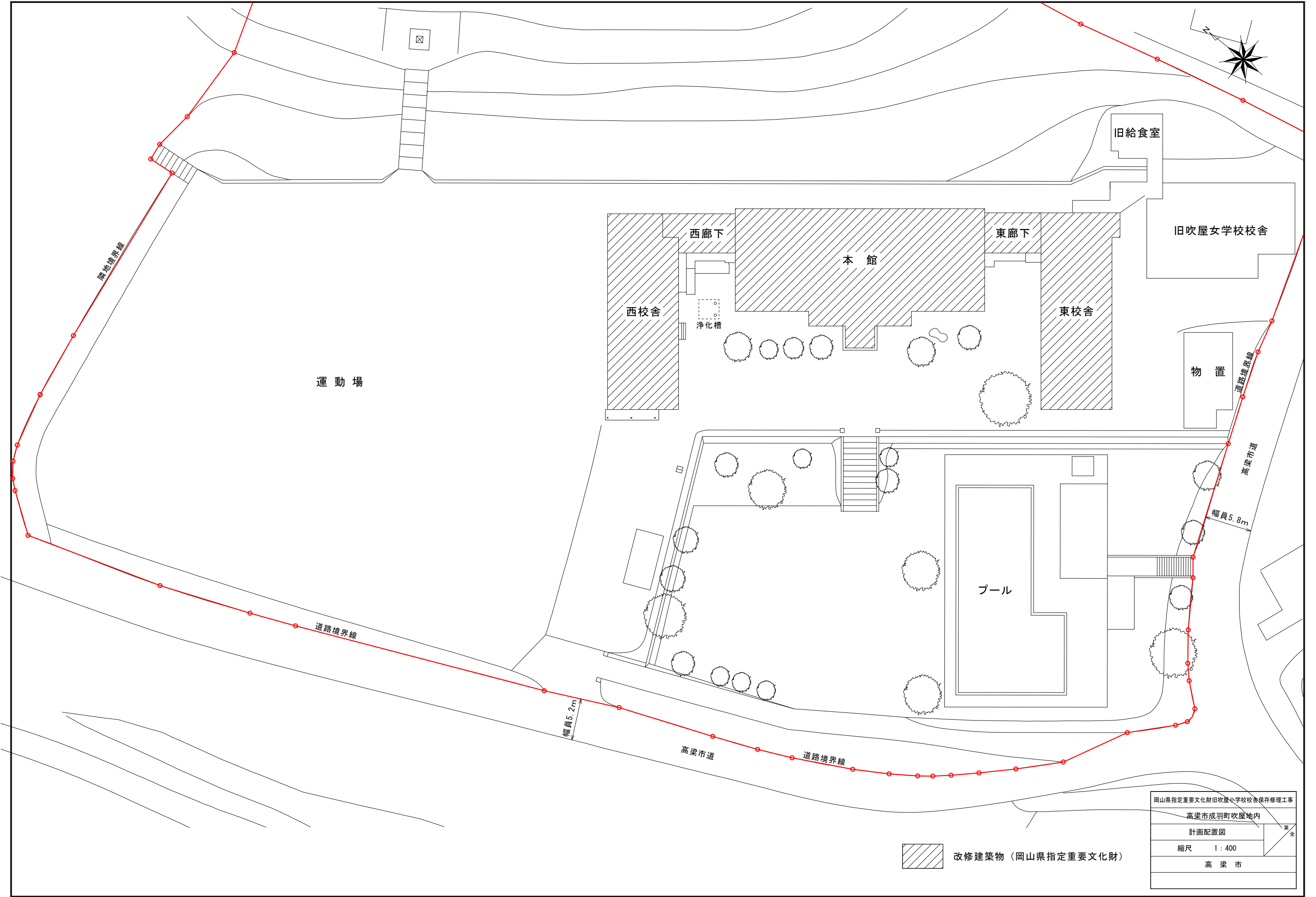
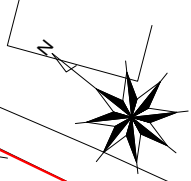
本館 西立面図




西校舎 西立面図

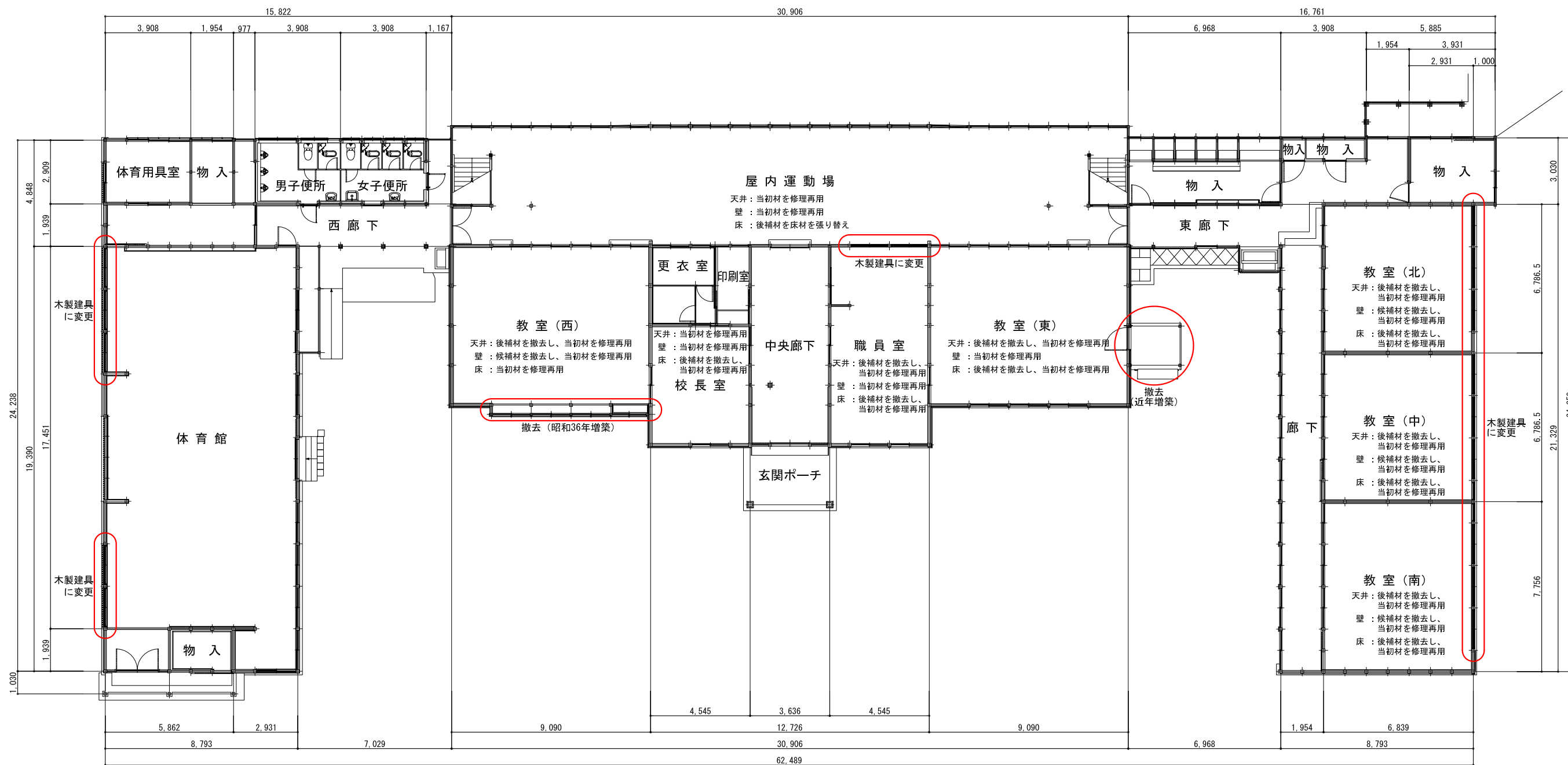
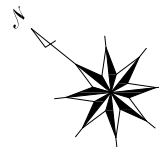
岡山県指定重要文化財旧吹屋小学校校舎保存修理工事	
高梁市成羽町吹屋地内	
現況図 東立面図・西立面図	製 全
縮尺	1 : 200
高 梁 市	

改修計画図



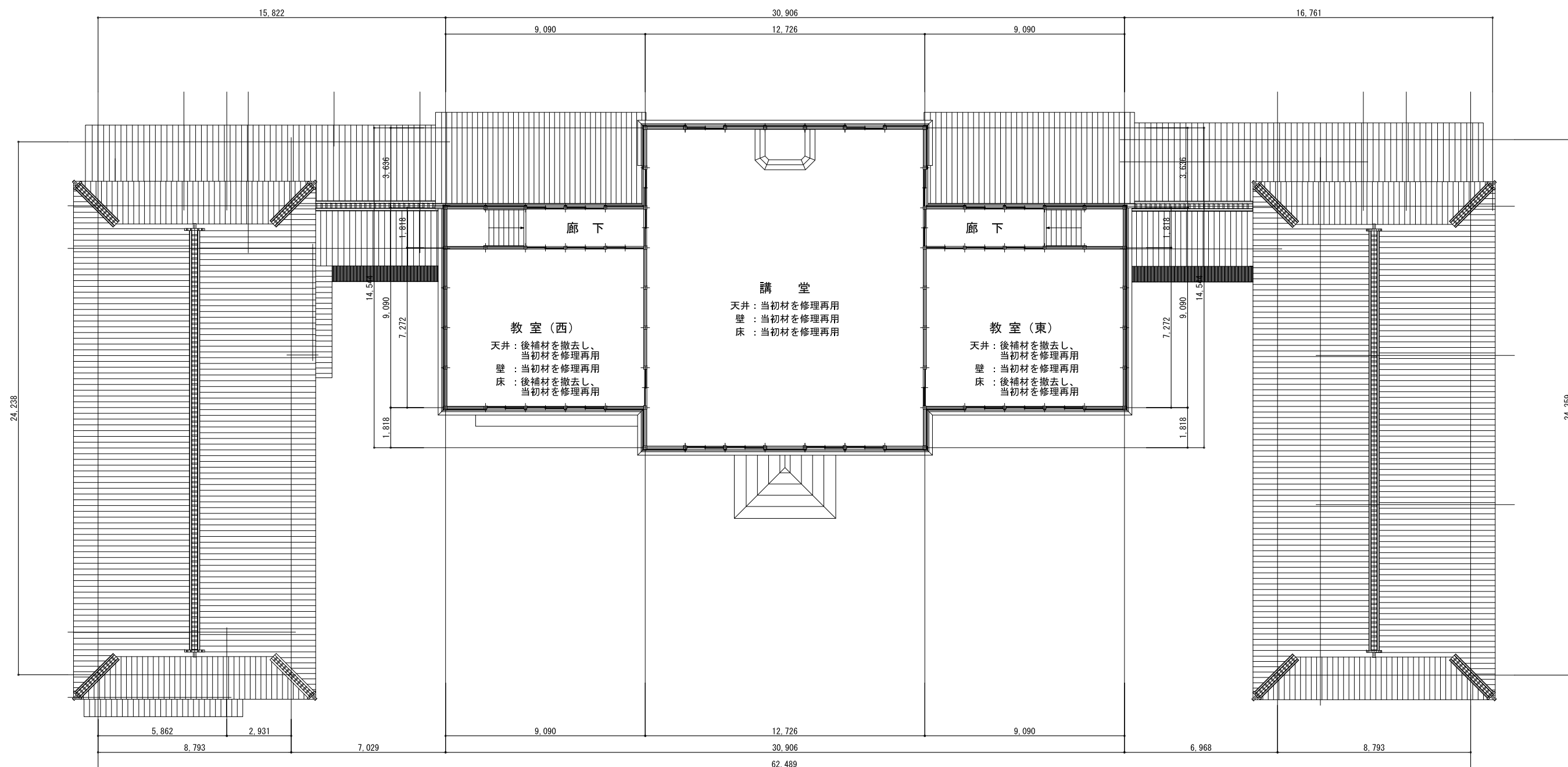
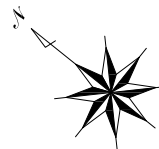
岡山県指定重要文化財旧吹屋小学校校舎保存修理工事	
高梁市成羽町吹屋地内	
計画配置図	葉全
縮尺	1 : 400
高梁市	

 改修建築物 (岡山県指定重要文化財)



岡山県指定重要文化財旧吹屋小学校校舎保存修理工事	
高梁市成羽町吹屋地内	
改修計画図	1階平面図
縮尺	1 : 200
高梁市	

※ 各部屋名称は活用方針が未確定のため、既存のままとしています



岡山県指定重要文化財旧吹屋小学校校舎保存修理工事	
高梁市成羽町吹屋地内	
改修計画図 2階平面図	業全
縮尺 1:200	
高梁市	

※ 各部屋名称は活用方針が未確定のため、既存のままとしています



西校舎

西廊下

本館

東廊下

東校舎

南立面図



東校舎

東廊下

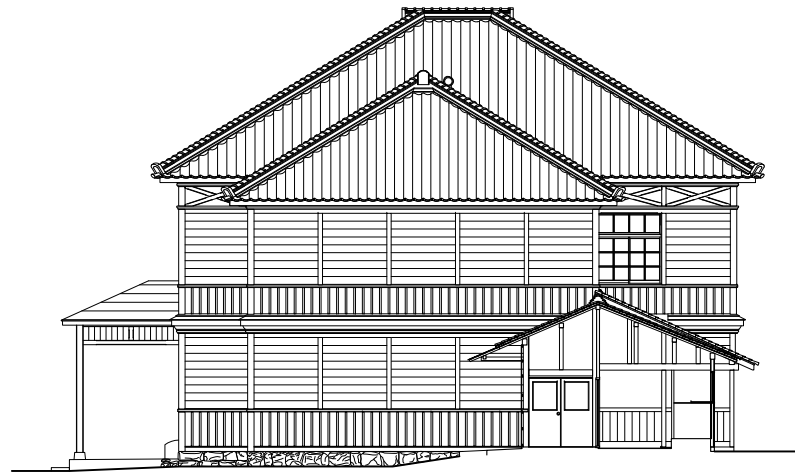
本館

西廊下

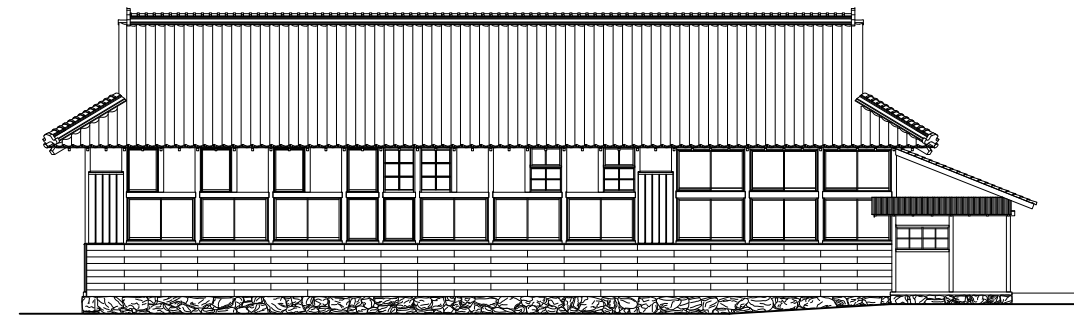
西校舎

北立面図

岡山県指定重要文化財旧吹屋小学校校舎保存修理工事	
高梁市成羽町吹屋地内	
改修計画図 南立面図・北立面図	業全
縮尺	1 : 200
高梁市	



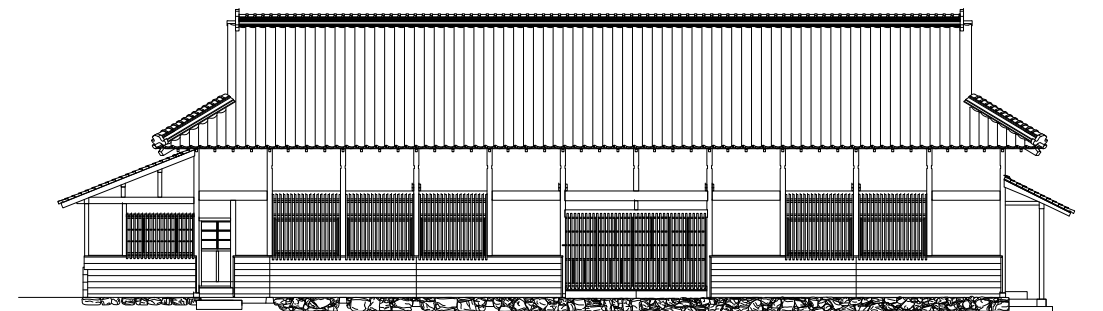
本館 東立面図



東校舎 東立面図

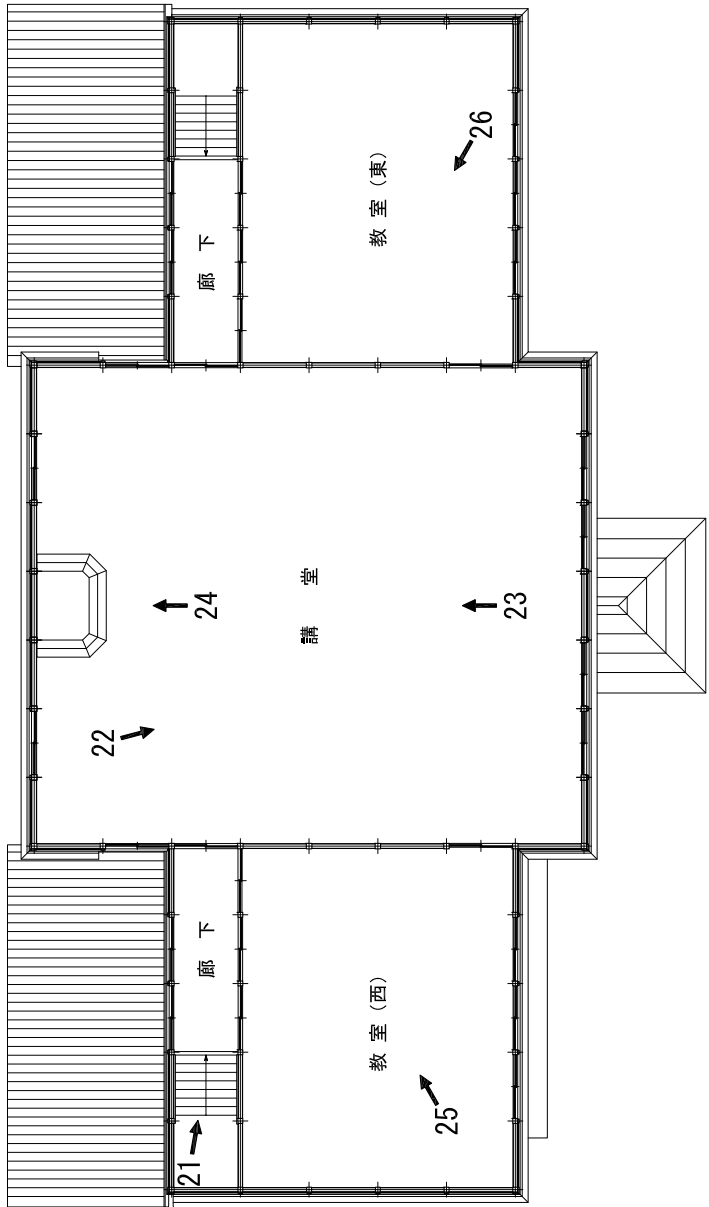


本館 西立面図

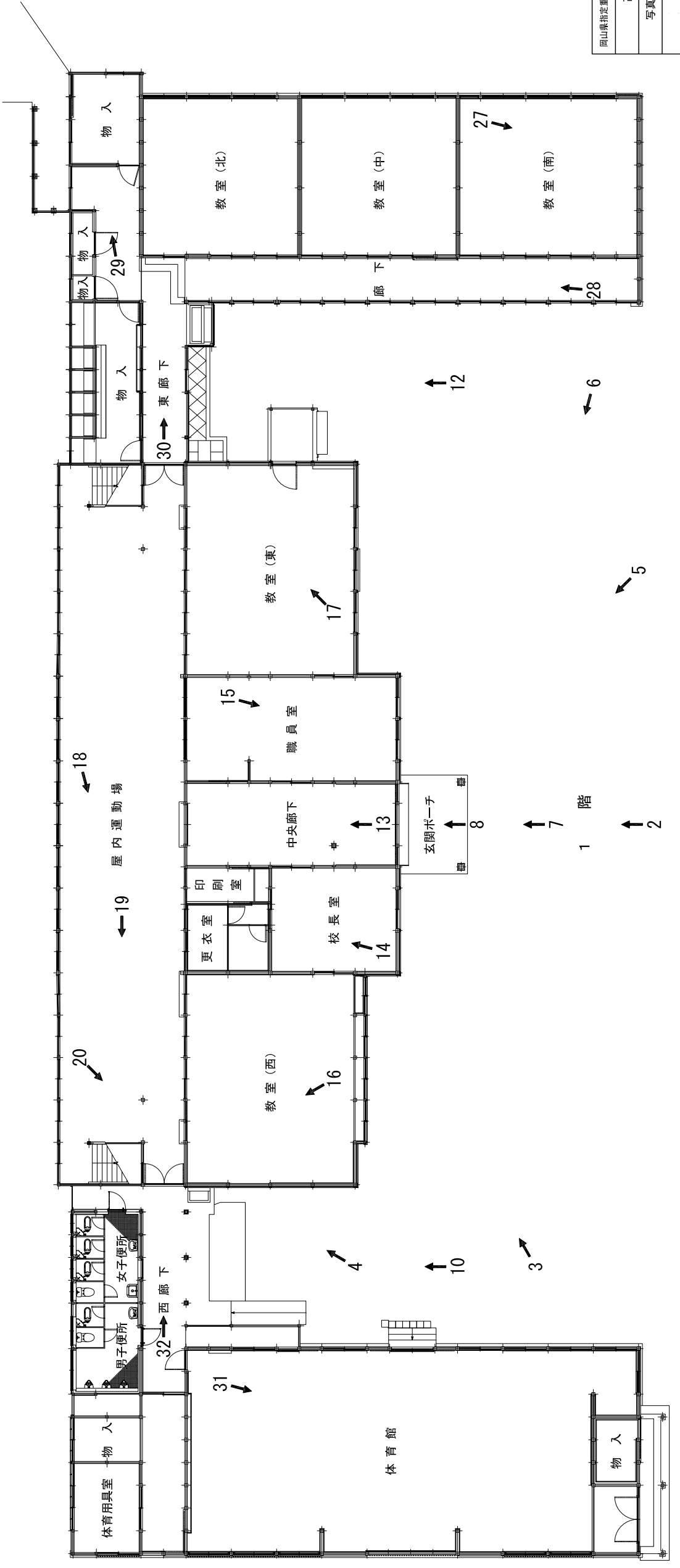


西校舎 西立面図

岡山県指定重要文化財旧吹屋小学校校舎保存修理工事	
高梁市成羽町吹屋地内	
改修計画図 東立面図・西立面図	製 全
縮尺	1 : 200
高 梁 市	



2階



岡山県指定重要文化財旧吹屋小学校校舎保存修理工事	
高梁市成羽町吹屋地内	
写真撮影方向位置図	撮影者
高梁市	



1 全 景 (南より見る)



3 本 館 正側面 (南西より見る)



2 本 館 正面 (南より見る)



4 本 館 西側面



5 本 館 正側面 (南東より見る)



7 本 館 玄関ポーチ正面 (南より見る)



6 本 館及び西校舎 (南東より見る)



8 本 館 正面入口 (南より見る)



9 西校舎 南正面



11 東校舎 (南東より見る)



10 西廊下 南面



12 東廊下 南面



15 本館 職員室 (北東より見る)



16 本館 1階教室 (西) (南東より見る)



13 本館 中央廊下 (南より見る)



14 本館 校長室 (南西より見る)



19 本館 屋内運動場（東より見る）



20 本館 西階段1階



17 本館 1階教室（東）（南西より見る）



18 本館 屋内運動場（北東より見る）



21 本館 西階段及び2階廊下



23 本館 2階講堂(南より見る)



22 本館 2階講堂(北西より見る)



24 本館 2階講堂演台



27 東校舎 教室 (南) (北東より見る)



28 東校舎 廊下
(南より見る)



25 本館 2階教室 (西) (南西より見る)



26 本館 2階教室 (東) (南東より見る)



29 東校舎 北側下屋
(西より見る)



31 西校舎 体育館 (南より見る)



30 東廊下
(西より見る)



32 西廊下 (西より見る)

旧吹屋小学校校舎の活用について

吹屋小学校は明治時代の木造校舎として日本最古の現役校舎として、111年もの長きにわたり吹屋地域の教育において中心的な役割を果たしてきた。ところが、過疎化による児童数の減少により、平成24年3月末をもって廃校となった。

高梁市では、旧吹屋小学校校舎の保存修理にあたり、修理後の活用をはかるため、旧吹屋小学校校舎活用検討委員会を設置し、校舎の活用について検討してきた。

そこで、吹屋全体を、町並み保存地区、点在する鉱山関係の施設、山や川といった豊かな自然とが相互に関連し合い、ひとつのまとまりをもった「まち全体ミュージアム」とし、吹屋小学校校舎は、その中で中心的施設とし、吹屋に関する様々な知識や研究の集大成である「吹屋学」を打ち立てる場とすることを提案された。

施設活用の目的：住民が主体的に学ぶことを通して、多種多様なプロジェクトを企画し実践する場をつくり、賑わいを創生すること。

キーワード：地域資源の発見と研究、吹屋学、住民と来訪者の学びの場、自然の活用、体験学習。

1. 吹屋学の拠点機能

住民が主体的に学び、発信することができるような仕組みと場づくりをするため、吹屋がもつどこにもない良さを住民自身が発見し、学ぶ活動を行う。

吹屋についての一連の知識は、吹屋学と名付け、吹屋小学校は吹屋学を推進する拠点とする。

旧吹屋小学校校舎では、常に吹屋に関する講座が開かれ、住民が企画した様々なイベントが行われることを目標にする。

○具体的機能

吹屋学研究センター、公民館、生涯学習教室、会議室、移住者と住民との交流の場

2. 博物館・資料館の機能

吹屋は銅山とベンガラ生産で財をなした町である。しかし、現状は、こうした吹屋の特性を分かりやすく伝える資料館や博物館がなく、笹畝坑道やベンガラ館といった体験施設も散在しており、訪れた人たちは町並みだけを見て、銅山とベンガラについて十分な理解を得ることは難しい状態である。そこで先述の「まち全体ミュージアム」の活動の中に、吹屋の歴史、ベンガラ産業、吉岡銅山に関して、高度な専門知識を集積して訪れる人々に伝える博物館としての機能が必要であるため、来訪者と住民の双方にとって銅山とベンガラに関する学びの中核的施設になるように本校舎を活用し、「まち全体ミュージアム」のガイダンス施設とすることが必要である。

○具体的機能

- ・歴史、技術（銅山とベンガラの両方）、人物、機材・器具の各々に焦点をあてた展示室。
- ・坑道やベンガラ工場での作業風景など、遺構や施設だけでは想像できないイメージを与える映

像の放映施設。

- ・吉岡銅山とベンガラ産業の資料を整理・保管するための学芸員室と倉庫。
- ・他施設のガイダンス施設
- ・ガイドツアーの集合場所
- ・レンタサイクルや電動車など他の施設を巡ることができる周遊設備

3. 学びを中心とする交流体験機能

明治時代の木造校舎として最近まで日本最古の現役校舎であった旧吹屋小学校の特性を活かして、教育資料館および総合的な体験学習の場として公開し、広く県内外からの活用を促進する。

学びの中心的なテーマは、復元された戦前の教育環境と、ベンガラの精製技術と銅山の採掘技術および技術伝承システムの研究により得られた吹屋学の成果とし、それらを分かりやすく学べる様々な交流と体験学習を行うことで、地域に賑わいの場を創出する。

【昔の小学校体験】閉校時の教室再現し、各教室を明治・大正・昭和の教室として各時代の小学校の教育環境（授業や給食など）を体験する場。

【ベンガラと鉱山体験】ベンガラ染め、ベンガラを活かした陶器などの作品づくりなど

【吹屋の暮らし体験】漬物、そば打ち・うどん打ち、吹屋小唄、昔の遊び道具教室など

【自然体験】鉱脈観察教室、地層地学教室、星の観察教室など

【賑わいや活気の創生】同窓会、結婚式、映像・写真・絵などのアート系展覧会など

○具体的機能

体験学習教室、交流施設、観光協会事務所、観光案内所、産直市

活用上の注意点

①校舎の利用について

旧吹屋小学校校舎は、県の文化財活用のガイドラインに沿って活用を考える。火や水を使うために校舎内での実施が難しいものについては、座学を校舎で行い、実習は外部施設で行う。

②校舎の修理の際に必要な措置について

「吹屋学の拠点」、「博物館・資料館の機能」、「学びを中心とする交流体験」の3つの機能のうち、県指定文化財として、あるいは将来の国指定重要文化財としての校舎内に設置できる機能を明確にし、そのための耐荷重にふさわしい構造補強や、電気・給排水設備を、この度の保存修理工事中に実施する。

文化財建造物として活用することが前提であるため、大人数に対応した構造補強や、大容量の電気・給排水設備は敷設できない。そこで、諸機能のうち座学用教室や会議室、事務室や小規模な展示室、昔の教室のまま利用する観光用展示室などに限って、校舎内に設置することにして、そのために必要な設備と構造補強を行う必要がある。

国住指第1号
平成26年4月1日

各都道府県建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長



建築基準法第3条第1項第3号の規定の運用等について（技術的助言）

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第3条第1項第3号の規定により、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第182条第2項の条例その他の条例の定めるところにより現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている指定文化財等のほか、古民家、武家屋敷、庄屋等の歴史的建築物であって、特定行政庁が建築審査会の同意を得て指定したものについては、法並びにこれに基づく命令及び条例の規定は適用しないこととされており、「都市計画法及び建築基準法の一部の改正等について」（平成5年6月25日付け都計発第90号事務次官通知）、「都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律等の施行について」（平成5年6月25日付け住指発第224号住宅局長通知）及び「都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律等の施行について」（平成5年6月25日付け住指発第225号・住街発第94号建築指導課長・市街地建築課長通知）においてこの扱いを定めているところである。

今般、「国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針」（平成25年10月18日 日本経済再生本部決定）（別紙1）を踏まえ、古民家等の歴史的建築物の保存活用に向け、制度の円滑化を図る観点から、法第3条第1項第3号の規定の運用に関して、下記のとおり通知する。

なお、今回の措置を有効に活用していただくため、本規定の適用の考え方について疑問があれば、国土交通省住宅局建築指導課に対しご相談いただきたい。

また、今後、全国で実施された本規定の適用事例を収集し全国に情報提供する予定であるので、事例提供にご協力いただくとともに、条例が定められた場合にあっては、その内容、手続き等について国土交通省住宅局建築指導課までご報告いただくようお願いする。

貴職におかれては、貴管内の地方公共団体に対してもこの旨周知いただくようお願いする。なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

1. 法第3条第1項第3号の規定の適用に当たっては、歴史的建築物の保存活用が円滑に進むよう、地方公共団体が建築審査会の同意のための基準（以下「同意基準」という。）を定め、当該同意基準についてあらかじめ建築審査会の包括的な了承を得ることにより、別途、地方公共団体に設ける歴史的建築物の保存活用や構造安全性に詳しい者等により構成される委員会等において個別の歴史的建築物について同意基準に適合することが認められた場合にあつては、建築審査会の個別の審査を経ずに、建築審査会の同意があつたものとみなすことができること。

2. 建築審査会における同意基準の策定に当たっては、地域における歴史的建築物の実情や要望、歴史的建築物の保存活用や構造安全性に詳しい者等の意見を十分踏まえて対応すること。

また、同意基準の内容としては、次のような事項を定めることが考えられること。

- i) 条例で定められた現状変更の規制及び保存のための措置が講じられていること。
- ii) 建築物の構法、利用形態、維持管理条件、周辺環境等に応じ、地震時等の構造安全性の確保に配慮されていること。
- iii) 防火上支障がないよう、出火防止、火災拡大防止、近隣への延焼防止及び消防活動の円滑性の確保に配慮されていること。
- iv) 在館者の避難安全性の確保に配慮されていること。

3. 条例を定める地方公共団体が特定行政庁でない場合、特定行政庁である都道府県知事は、当該地方公共団体の意向を十分踏まえ対応すること。

なお、条例を定める地方公共団体が、特定行政庁である場合と特定行政庁でない場合のそれぞれの手続きの流れについて、別紙2のとおり整理したので参考にされたい。

国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針(抜粋)

平成25年10月18日

日本の経済社会の風景を変える大胆な規制・制度改革を実行していくための突破口として、「居住環境を含め、世界と戦える国際都市の形成」、「医療等の国際的イノベーション拠点整備」といった観点から、特例的な措置を組み合わせることで、成長の起爆剤となる世界で一番ビジネスがしやすい環境を創出するため、「国家戦略特区」の具体化を進める。

具体的には、医療、雇用、教育、都市再生・まちづくり、農業、歴史的建築物の活用の各分野において、以下の方針に基づき特例措置を検討、具体化し、国家戦略特区関連法案を臨時国会に提出するなど、所要の措置を講ずる。

1. 医療

◇ 国内外の優れた医師を集め、最高水準の医療を提供できる、世界トップクラスの「国際医療拠点」を作り、国内に居住・滞在する外国人が安心して医療を受けられることはもとより、世界中の人たちがそこで治療を受けたいと思うような場所にする。

◇ 特区内で、「国際医療拠点」として相当の外国人患者の受け入れを見込む医療機関について、高度の医療水準の確保を条件として、以下の規制改革を認めるとともに、臨時国会に提出する特区関連法案の中に必要な特例措置を盛り込む。

(1) 国際医療拠点における外国医師の診察、外国看護師の業務解禁

- ・ 国際医療拠点において、高度な医療技術を有する外国医師の受け入れを促進する観点から、全国における制度改革として、臨床修練制度を拡充する。

6. 歴史的建築物の活用

◇ 速やかに全国規模の規制改革を進める。

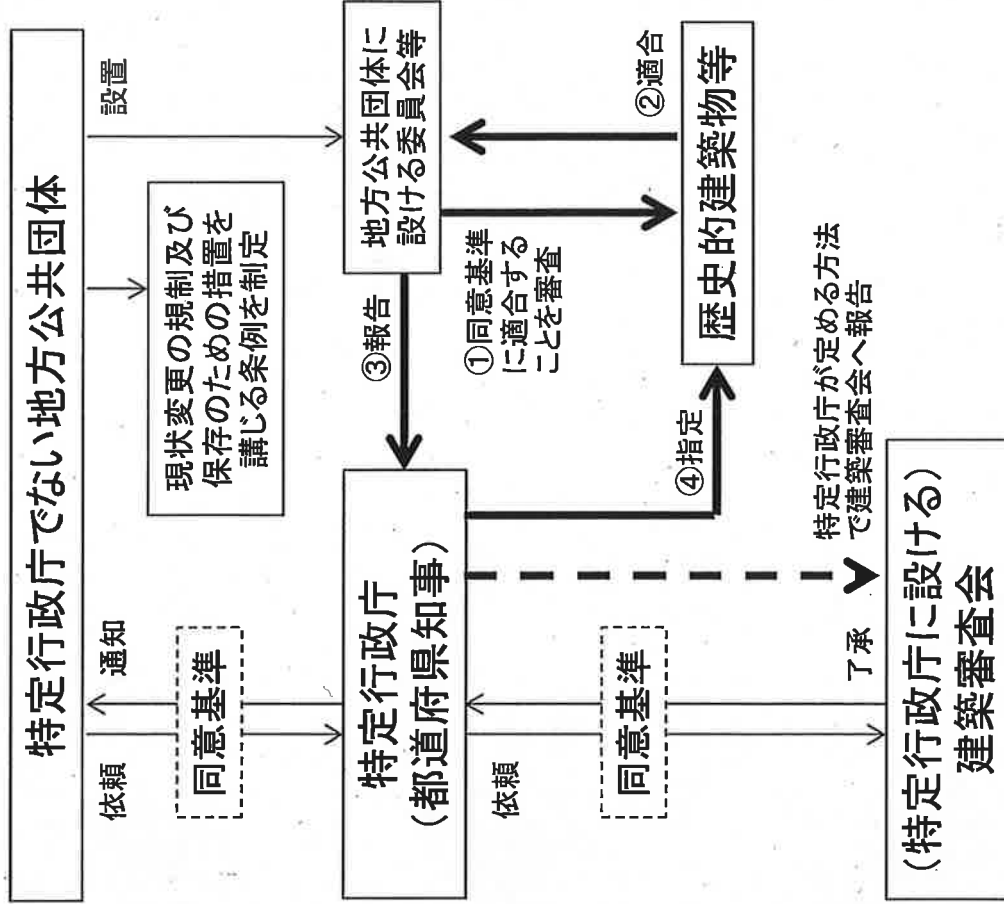
(1) 古民家等の歴史的建築物の活用のための建築基準法の適用除外など

- 重要文化財までには至らない各地の古民家等の、いわゆる「歴史的建築物」(町家、武家屋敷、庄屋等)については、現在、空き家化や解体等が進展しているが、他方で、宿泊施設、レストラン、サテライトオフィス等として積極的に有効活用し、地域活性化や国際観光等に貢献させたいとのニーズが飛躍的に高まっている。
- また、東京オリンピックの開催も追い風に、今後、我が国に居住・滞在する外国人が急増することが見込まれる。
- こうした中で、より多くの歴史的建築物の活用等が円滑に行われるよう、建築審査会における個別の審査を経ずに、地方自治体に新たに設ける専門の委員会等(歴史的建築物の活用等や構造安全性に係る専門家などから構成)により、建築基準法の適用除外を認める仕組みを推進する。
- また、より多くの歴史的建築物について、消防長又は消防署長が消防法施行令第32条に定める消防用設備等の基準の適用除外に該当するかどうかの判断をより円滑に行えるよう、積極的に、関連する事例を情報共有するとともに、各地域からの相談を受け付ける仕組みを構築する。
- さらに、歴史的建築物の活用を全国規模で推進し、地域の活性化や国際観光の振興を図るため、内閣官房において、府省横断的な検討体制を整備する。

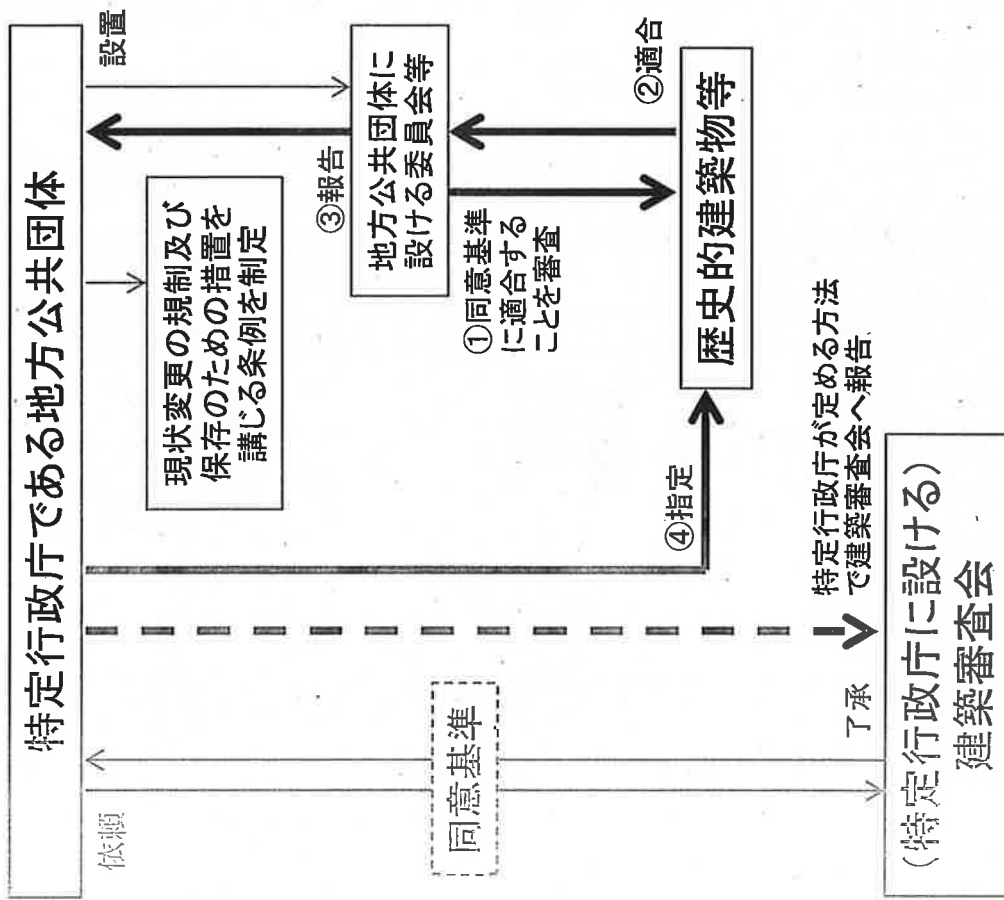
太線は、個別の歴史的建築物等の
建築基準法適用除外の流れ

細線は、同意基準作成の流れ

【条例を定める地方公共団体が特定行政庁でない場合】



【条例を定める地方公共団体である地方公共団体である場合】



【同意基準の例】

- i) 条例で定められた現状変更の規制及び保存のための措置が講じられていること。
- ii) 建築物の構造、利用形態、維持管理条件、周辺環境等に応じ、地震時等の構造安全性の確保に配慮されていること。
- iii) 防火上支障がないよう、出火防止、火災拡大防止、近隣への延焼防止及び消防活動の円滑性の確保に配慮されていること。
- iv) 在館者の避難安全性の確保に配慮されていること。

1. 構造診断結果（現 状）

a) 耐震診断結果

限界耐力計算方法により現状の建物に対し耐震診断を実施した結果、中地震時には、変形は生じるが倒壊の危険性は低い、大地震時には、倒壊の危険性があると考えられる。

表 1 診断結果一覧（応答変形角）

		中地震動時[rad]		大地震動時[rad]	
		桁行方向	梁間方向	桁行方向	梁間方向
本館	2階	1/268<1/60	1/78<1/60	応答値なし>1/30	応答値なし>1/30
	1階	1/48>1/60	1/70<1/60	応答値なし>1/30	応答値なし>1/30
東廊下・東校舎		1/105<1/60	1/100<1/60	1/19>1/30	1/15>1/30
西廊下・西校舎		1/183<1/60	1/210<1/60	1/22>1/30	1/18>1/30

* 赤字は、安全確保水準を満足しない事を示す。

b) 風圧力の検討結果

風圧力の検討結果より、旧吹屋小学校校舎において、稀に発生する暴風による風圧力に対しては、本館及び東廊下・東校舎の梁間方向で損傷が生じる恐れがあり、極稀に発生する暴風による風圧力に対しては、本館及び東廊下・東校舎の梁間方向で倒壊する恐れがある。

表 2 風圧力における安全性の確認

		稀暴風時[kN]<損傷限界耐力[kN]		極稀暴風時[kN]<保有水平耐力[kN]	
		桁行方向	梁間方向	桁行方向	梁間方向
本館	2階	75.2<223.2	162.9>76.9	120.4<298.0	260.7>141.4
	1階	150.4>78.1	327.7>112.3	240.6>167.7	524.4>238.3
東廊下・東校舎		62.8<126.5	134.3>115.3	100.5<220.2	214.9>153.5
西廊下・西校舎		61.8<200.4	135.7<229.9	98.8<240.9	217.1<258.3

* 赤字は、損傷限界及び保有水平耐力が風圧力以下である事を示す。

c) 基礎の検討結果

1) 現況調査結果

- 建物の不陸調査より、旧吹屋小学校校舎 3 棟とも、西から東へ、かつ北から南へ下がっており、不同沈下している。
- スウェーデン式サウンディング試験より、本館南側で自沈層が確認された。

2) 地盤の液状化

- 大地震時において、地下水位（深度 6m）以深の盛土層で液状化の可能性が高い。

3) 地盤の許容応力度

- 土質試験結果によると、地盤の長期許容応力度は 14.48kN/m² である。
- 地盤の許容応力度と基礎にかかる単位荷重を比較したところ、3 棟とも地盤の許容応力度を大きく超える結果となった。

2. 構造補強計画

(1) 基本補強計画

構造補強計画は、建物の修理時期や活用・管理方法を見据えた耐震性能目標を設定した上で検討していく予定であり、補強計画は、(2) に示す構造補強のうち建物にあった補強を選定し、耐震性能を向上するだけでなく、文化財としての価値を損なわない計画を行う。

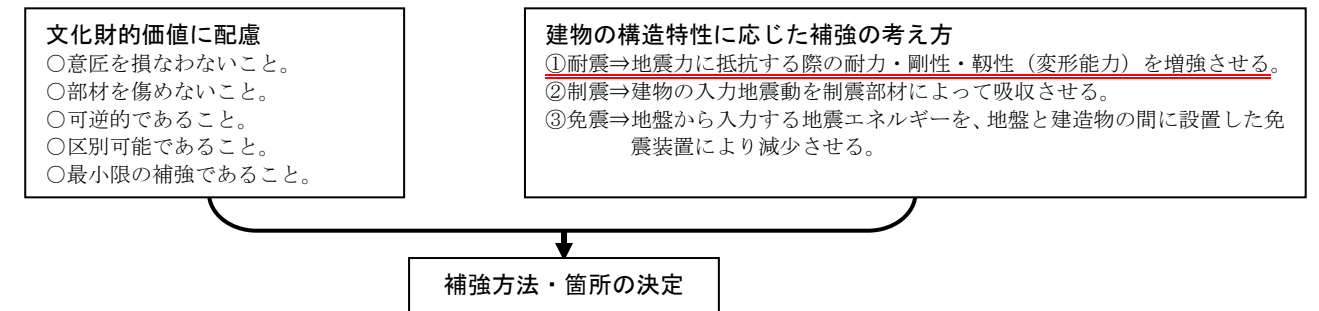


図 1 耐震補強の検討フロー（重要文化財(建造物)耐震診断・耐震補強の手引き 2013.9)

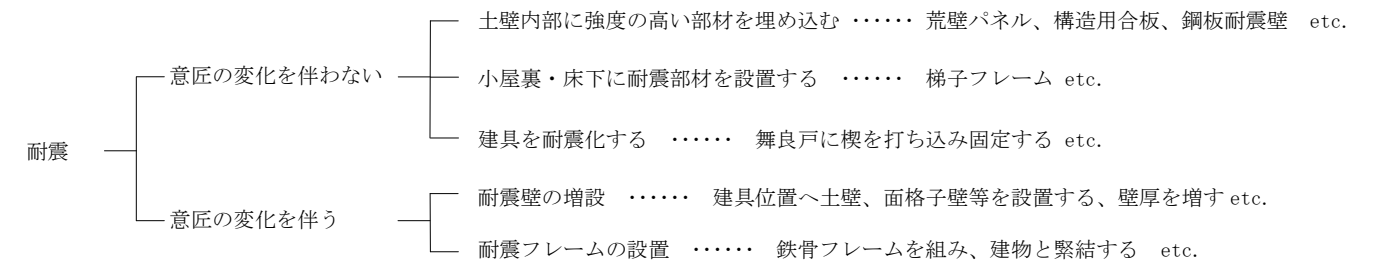


図 2 木造建物の耐震補強工法（耐震）

(2) 部位に応じた構造補強方法（案）

A) 地盤・基礎の補強

地盤改良、鉄筋コンクリート造のベタ基礎、杭基礎

B) 柱脚の補強

柱と土台の接合金物補強、土台と基礎の緊結（アンカーボルト、ガードアンカー等）

C) 軸部・接合部の補強

足固めの追加、接合部の金物補強

D) 壁面の補強

土壁の増厚、筋かい、耐震壁（荒壁パネル、複合鋼板壁、構造用合板、面格子壁等）の置換

E) 水平構面の補強

構造用合板、水平ブレース、火打ち

F) 固定荷重の軽減

瓦屋根の葺土の軽減

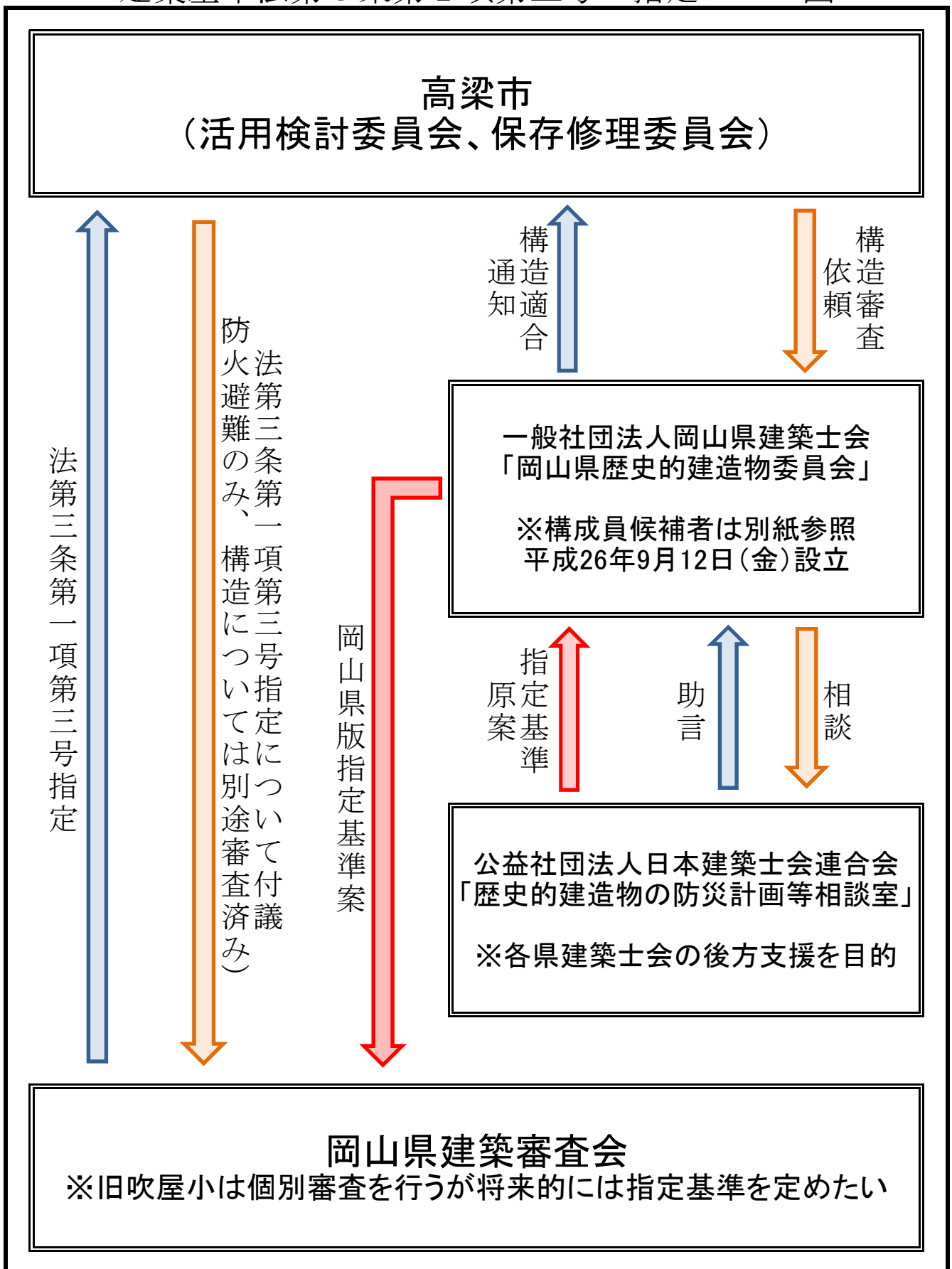
G) その他

痛んだ部材の修理や交換、既存接合金物の締め直し、屋根材や天井材等の非構造部材の対策、等

※ 意匠上の観点から、耐震性能目標を満足する補強量が確保できない場合は、鉄骨フレーム等の別構造による補強を考案する。

建築士会「岡山県歴史的建造物委員会」の活用

建築基準法第3条第1項第三号の指定フロー図

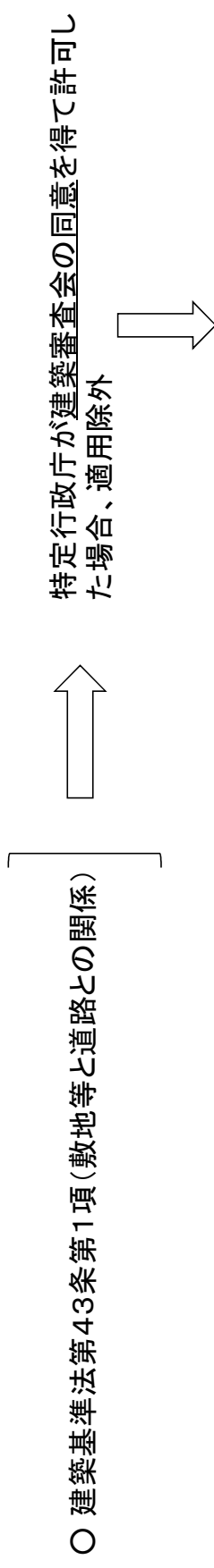


岡山県建築審査会資料

建築基準法第43条第1項ただし書許可
(敷地と道路との関係)

平成25年9月1日～平成26年8月31日

報告案件



岡山県建築審査会への諮問案件のうち軽微なもの、通例的なものについては、円滑な事務処理を行うことを目的として、一括処理できる範囲を定めている。 → 岡山県建築審査会同意一括処理基準

一括処理を適用するものは、会長の専決同意を得た後に許可するものとし、直近に開催される建築審査会で報告するものとしている。
(岡山県建築審査会同意一括処理基準 第2)

今回の建築審査会は、

平成25年9月1日～平成26年8月31日の間に、一括処理を行い許可したものの報告を行うもの。

一括処理案件一覧表はP3～5のとおり。

報 告

岡山県建築審査会・一括処理案件 一覧表

【建築基準法第43条関係(平成25年9月1日～平成26年8月31日)】

岡山県建築審査会への諮問案件のうち軽微なもの、通例的なものについては、円滑な事務処理を行うことを目的として、一括処理できる範囲を定めている。(岡山県建築審査会同意一括処理基準 第3の2) → 個表はP3～5

合計 27 件

(1)判断基準2号 (4m農道)		
備前市	2	件
早島町	1	件
美作市	1	件
計	4	件

(2)判断基準3号の(1) (水路ばさみ)		
備前市	3	件
赤磐市	2	件
和気町	1	件
早島町	3	件
井原市	1	件
浅口市	1	件
里庄町	1	件
鏡野町	2	件
真庭市	4	件
美作市	1	件
計	19	件

(3)判断基準3号の(2)の1 (住宅建替)		
早島町	1	件
浅口市	1	件
矢掛町	1	件
真庭市	1	件
計	4	件